

平成20年9月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成20年9月10日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 玉 田 忠 一 君

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 議案の訂正について

第2 一般質問

第3 休会の件

開 議

平成20年9月10日（水） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案の訂正について

○議長（水野正美君） 日程第1、議案の訂正についてであります。

市長より議案の訂正について発言を求められておりますので、これを許します。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 議案の訂正について申し上げます。お手元に正誤表を配布いたしましたとおり、議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算について、補正予算書4ページの第2表債務負担行為に係る期間及び限度額に誤りがありましたので、訂正くださるようお願い申し上げます。

なお、内容につきましては財政課長に説明をいたさせます。

○議長（水野正美君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） それでは、私のほうから債務負担行為の訂正をお願いする内容につきまして申し上げます。勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修設計業務委託料に係ります債務負担行為につきましては、総額を1,680万円といたしまして平成20年度と21年度の2カ年にわたって定めようとしたものでありますが、地方自治法第214条の規定では、歳出予算の金額を除いて債務負担行為を定めることになっております。したがって、今回の歳出補正予算の教育費に計上いたしました設計業務委託料1,630万円につきましては、債務負担行為として定める必要がありませんでしたので、この期間を平成21年度に、また、限度額を50万円にそれぞれ訂正をお願いするものであります。

また、予算の補足説明におきましても、平成20年度から21年度までの債務負担行為を設定し、限度額1,680万円のうち平成20年度分として1,630万円の計上でありますというふうに説明申し上げましたが、この内容につきましても、期間を平成21年度、限度額を50万円とした債務負担行為を定めましたに訂正させていただきます。

以上で訂正につきましての説明を終わりますとともに、慎んでおわび申し上げます。

一 般 質 問

○議長（水野正美君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 通告しました各項目について、順次、市長及び教育長に対して質問をいたします。

まず第1は、勝浦市の基本計画についてであります。今、勝浦市の総合計画は平成21年から22年度の第4次実施計画が策定されつつあるというふうに思います。私が今さら申すまでもありませんけれども、まちづくりの最も上位に位置付けられている総合的な計画として、平成12年に10年後の平成22年度を目標年度とする勝浦市総合計画を策定したと、総合計画の中で当時、市長は述べているわけであります。

この総合計画は、平成13年度から17年度の5カ年間は前期基本計画の期間であり、平成18年度から22年度までの5カ年間は後期基本計画の期間とされているわけであります。現在つくられている第4次実施計画は、総合計画の最終の計画年度であって、藤平市政が誕生して以来、3期12年間における勝浦市のまちづくりの集大成とも言える、あるいは、そのように位置付けられるものと私は思っているわけであります。

藤平市長は、みずからのまちづくりに対する基本的な立場を総合計画の策定に当たって述べています。前期、後期とも若干のニュアンス、あるいは表現の違いはあるにせよ、「市民が主人公」のまちづくりという考え方が底流に流れていると、私は見てとっております。このことについて、私は否定するどころか、そのことは評価しますが、ただ本当に名実ともに市民が主人公であるというような施策が展開されているか、それはまた別でありますけれども、いずれにしても、藤平市政のもとでの、西暦で言えば2001年から10年間の最終実施計画である第4次の策定に当たって、私はここで改めて市長の政治理念あるいは政治姿勢を踏まえて、計画の重点施策と基本的な方向について伺っておきたいと思えます。

第2に、基本計画の中の第2に位置付けましたが、勝浦市民便利帳についてであります。現在、各家庭に配布されている便利帳は、ライフサポートとしてたしか平成14年ごろに発行されたものと私は記憶しています。

先日、必要があつて中をめぐってみますと、一べつただけでも10数カ所にわたって訂正を要する箇所が見受けられたのであります。例えば、議会の議員の定数とか、あるいは市民バスあじさい号の運行日程でありますとか、あるいは国民健康保険税の徴収方法でありますとか、その他、今現在、廃校になっている学校の問題とか、たくさん訂正しなければならない箇所、部分があるわけがあります。私がざっと見ただけでも10数カ所、このような訂正箇所がある便利帳については、もはや部分的な訂正版を発行するのではなくて、この際、新しい便利帳を発行して現行の便利帳にして、そして市民にそれを配布するということがぜひ必要であると思うのですが、これについて答弁を求めたいと思えます。

次に、財政問題であります。その第1は、政府が今年の6月2日、閣議決定によって骨太方針2008を決めて、これを発表したところでありまして、これはご存じのとおりであります。この方針は、1章から6章で成り立っておりまして、とりわけ第2章の地域の活性化や第4章の地方分権改革などは地方自治体とそこに住む住民にとって重大な内容が提起されているわけでありまして。さらにまた、

財政健全化法の施行によって新たな地方行革が進むなど、市民と市財政へのさまざまな影響は必定と言わざるを得ません。

財政健全化法は、2008年度の決算から適用になりますけれども、私が3月の定例会でも指摘いたしましたように、福祉や教育などの住民サービスの後退と負担増の地方行革が一段と進められる、そういう危険性があるのではないかと、あるいはまた、国民健康保険税の一層の値上げが行われる危険性があるのではないかなどなど懸念されるところであります。

先ほどの骨太方針は、地方分権改革や道州制の導入など、地方自治破壊の方向が一層鮮明になってきていると、私は見て取りました。

また、平成19年度決算における市長の報告及び監査委員の意見書によれば、早期健全化基準に対する市の数値は、実質公債費比率で25.0%に対して12.3%、将来負担比率は350.0%に対し162.5%となっており、数値的にはクリアしているのとありますけれども、将来的な財政の見通しを含めてみますと、前途は厳しいものがあると言わざるを得ません。

以上の諸点を踏まえて、その対処法といいますか、どのように財政的な側面からも考えているのか、同時に答弁を求めたいと思います。

次に、国民健康保険税について伺います。勝浦市民の国民健康保険税の滞納世帯の状況を見てみると、今年の5月末現在で全体の国保加入世帯が4,131世帯ありまして、そのうち694世帯が滞納しており、率で言うと16.8%に上るわけでありまして、このうち資格証明書が交付されている世帯が694世帯のうち109世帯、短期保険証を交付されている世帯が694世帯のうち145世帯、これらを合わせると254世帯だというふうに私は理解しています。

この交付率を見ると、6.1%になっています。この状況を近隣市町と比べてみました。滞納世帯で見ると、茂原市は25.7%、鴨川市が15.9%、隣のいすみ市は29.1%、御宿町が22.7%、大多喜町が7.4%でありまして、この滞納率から見れば勝浦市は必ずしも比較の上では多くありません。しかし、16.8%の人たちが勝浦市で滞納しているというこの現実には、何を物語っているか。何と言っても、国保税が高過ぎて払いたくないけれども、実際問題として払い切れないよと、この実態の反映であると私は思っているものであります。

そこで2008年度の勝浦市の国民健康保険会計の状況でありますけれども、今年の年度当初の段階で基金とか、あるいは繰越金、これらを合わせてみると約3億円余りの財源が今年度はあるわけがあります。仮に1世帯平均2万円の減税を行っても約8,300万円余りあれば、それは十分可能な数字であります。減税の額は1世帯2万円とか1万円とか、それは別といたしましても、とにかくにも市民負担を少しでも軽減して、今の物価高、あるいはガソリン高から市民の暮らしを守る、そのためにたとえ少しでも、財源はあるわけですから、減税の方向を打ち出すべきである、一層の減税を行うべきであるというふうに考えるものであります。私は強く減税を求めるものでありますけれども、市長の答弁を伺いたいと思います。

次に、福祉の問題であります。その第1は、今年の4月から始まった後期高齢者医療制度の矛盾点についてであります。私は、これを繰り返し繰り返し指摘をしてきましたけれども、やってくれるまでこのことは主張し続けるという決意で今回も登壇いたしました。

高齢者医療制度の矛盾点でありますけれども、せんだって市議会でも制度の廃止を求める決議がなされました。若干の手直しでは、高齢者の医療は守れない。何と言っても、今、一たんためて、やり直すべきだというのが、今の大方の考え方であります。

そういう意味からすると、矛盾の1つは、制度発足によって好むと好まざるとにかかわらず、自動的に市の国民健康保険から外された75歳以上の人たちは、結果として今、市が行っている短期人間ドックの補助制度から排除される。限度額7万円の補助が受けられなくなってしまったということでもあります。このことは、千葉県下の自治体でも起こっています。県下32の市町が実施していた中で、この後期高齢者医療制度の実施に伴って、そのうちの9自治体だけが辛うじて引き続き市単事業として行っている。23市は勝浦市と同様に、勝浦市の国保の被保険者じゃないからやりませんよと、全く冷たい仕打ちにさらされているという実態であります。勝浦市もその一つであります。

また、高齢者の死亡時におけるその遺族に対する葬祭費も、勝浦市は現在7万円を支給しているところを、後期高齢者なるがゆえに、広域連合の被保険者なるがゆえに5万円に、2万円減額されてしまった。差別されているわけであります。

同じ勝浦市民でありながら、しかもあの終戦2日前に浜勝浦一帯が焼け野原になってしまったような戦争を体験し、そこから日本の復興、勝浦市の復興に貢献してきた75歳以上の高齢者の人たちに対する、これが行政の仕打ちかというふうに率直に言わざるを得ないわけでありまして、その同居家族が差別されているということは、決して許されるものではありません。市が単独の事業として補助制度をつくって、血の通った温かい市政を行うべきと考えるものであります。

そこで、今までの実績から試算してみて、どれだけの財源を必要とするのか。私はほんの微々たるものだと思うんですけども、そのことを明らかにしてもらいたい。

また、市の財政上から見ても、前年度と比べてみると、勝浦市に交付されている普通交付税と、今回も補正で追加された臨時財政対策債、この地方交付税と臨時財政対策債の2つをプラスした平成19年度の額は19億8,863万8,000円であります。ところが、最近確定した平成20年度の額を見ますと、21億3,086万6,000円でありまして、実に1億4,222万8,000円も前年対比で増加しているわけがあります。対象人数から見ても十分可能と思うものであります。この財源問題も含めて、あわせて答弁を求めたいと思います。

3点目に、現在、市の社会福祉協議会で在宅寝たきり高齢者の希望者に対して行っているおむつの支給事業について、入院している高齢者に対してもそれを拡大するように市の社福協に働きかけることを要望するものであります。その考えはないかどうか伺っておきたいと思っております。

次に、産業の問題でありますけれども、去る8月19日、市長に対して千葉土建の夷隅支部から陳情があったと聞いています。そのことについて伺うわけではありますが、災害時に市民の安全を守る施策の展開を通じた地域建設産業振興に関する陳情というのが届いたというふうに聞いております。

中身を見てみますと、1つには10万円以上の耐震補強工事を含めた住宅リフォーム工事に対して、工事金額の100分の10に相当する額を10万円を限度として住宅リフォーム助成金交付事業の創設を図ってほしい。2点目として、地震被害防止または軽減のための家具の固定、転倒防止助成事業を創設してほしいというふうに2つの実施を求めた陳情と聞いておりますけれども、これを実施する考えはないか、端的に伺っておきます。

次に、漁業者に対する燃油の高騰による問題について伺っておきます。今、市内の漁業者は、燃油の高騰によって営業と暮らしが塗炭の苦しみにさらされています。軽油の平均単価を勝浦漁協扱いと比較してみますと、平成15年の、つまり5年前ではリッター45.5円、平成19年、去年で86.9円、今年の8月で126円。この5年間で2.7倍以上となっていることから見ても、その大変さは明らかで

あります。全国の漁業者がせんだって決起して、国への要求を突きつけたこともあって、国は緊急支援策を打ち出しました。当面80億円の予算を組んだことはご存じのとおりであります。

しかし、その支給条件は、前年対比10%の燃油削減者に9割支給とか、5隻以上のグループ操業とか、現場の実態に合わないいろんな条件がつけられている。漁業者のニーズに必ずしも合致するものとなっていないということが言えるわけであります。

そこで、まず第1に、国に対して、補助支給方法の改善と支給額の増額を市として求めていくこと。第2に、勝浦市内の漁業者の漁船の燃油はA重油ではなくて、この外房一帯では軽油が燃油として使用されていることでもありますから、全国的にはA重油が圧倒的ですが、この近辺は軽油ですから、軽油引取税の軽減とその他の施策もあわせて充実させていく、漁業者の暮らしを守る、このことを千葉県に対して、知事に対して要請していくこと。

第3に、市としても何らかの独自の支援策を講じていくことを求めるものであります。市長の見解を求めたいと思います。

次に、環境問題で産業廃棄物問題について伺います。市内の鶴原地先への産業廃棄物管理型最終処分場の建設計画に関してであります。事業主である株式会社M・M・Iの説明によれば、1番目、計画地は、勝浦市鶴原字坂ノ下301の1ほかであります。

2番目として埋立地面積は3万5,908平方メートル。3番目、廃棄物埋立て量は64万立方メートル。4番目、搬入は1日当たり10トン車で約20台などとなっております。

私は、この予定地に産廃処分場が建設されることに対して、絶対に反対だという立場であることをまず明確に表明しておくものであります。

そこで、勝浦市の総合計画を見ても、まちづくりの基本からしても、海と緑の輝くまち勝浦、これが勝浦市の総合計画の基本テーマになっていまして、この総合計画の第3章、自然と人にやさしい環境づくりの精神からしても、あるいはまた、第1章でうたわれている魅力ある観光の振興の基本的な方針から見ても、どこから見ても鶴原地域住民の民宿を初めとする地域住民の暮らしと営業を守ることからしても、この建設予定地は余りにも至近の距離にあって、全国にも誇れる守谷と鶴原の海水浴場を控えて、また付近一帯のリゾート地とも言うべき林間学校もあります諸施設、あるいは簡保の保養センターなどなど、そういう保養地帯を控えていることからしても、全くふさわしくない施設だと言わざるを得ないわけであります。

既に7月28日付で千葉県知事に対して事前協議の申請がなされて受理されたと企業は言うておるわけですが、認可にかかわる手続フローによれば、いずれ市に対して意見の照会があって、意見回答を行わなければならないわけですが、その際、市長としてはどのような立場をとるのか、市議会としては、過日の全員協議会で反対の意見を知事に送ろうではないかという方向での話し合いがなされているところでもありますけれども、市長はどういう立場をとるのか、明確な答弁を求めたいと思います。

最後に、教育問題であります。今定例会に補正予算として、先ほども訂正がありましたけれども、勝浦中学校の耐震補強及び大規模改修設計業務委託料1,630万円が計上されました。平成20年度、21年度で継続事業として改修されることが提案されたわけであります。

一方、去る6月に国会においては、全会派一致で共同提案がなされまして、学校の耐震化のための国庫補助率を引き上げる改正法が成立したのはご存じのとおりであります。市も恐らくこれを受けて、急遽、補正を組んだのだと私は理解しておりますけれども、このことについては私も賛意

を表するものであります。

今回の法改正では、国庫補助率が今まで2分の1であったもの、つまり半分であったものが3分の2に引き上げられました。改築に当たっては3分の1が2分の1に引き上げられました。それに合わせて、起債の充当率が75%から90%に引き上げられまして、その上に元利償還金に対する地方交付税充当も50%から66.7%に引き上げられたわけでありまして、この結果、トータルで計算してみると、従前であれば市の持ち出しは31%を超えるものであったものが、この法改正によって13.3%で済むことになるわけでありまして。

今回の勝浦中学校の耐震化と大規模改修、恐らく3億円前後だと私は見っていますが、それ全部がこの対象になるかどうかは別として、例えば、3億円で耐震化をやるとすれば、今までだったら、そのうちの31%でありますから約1億円のお金が市から出ていく。それが13.3%でありますから3,000万円から4,000万円弱で済むという計算になるわけでありまして。これも私が言うまでもない、専門ですから、そちらで十分ご存じのことだと思います。

そこで、まず第1に、大地震によって倒壊の危険がある小中学校の校舎、体育館、勝浦もまだまだあると思います。全国で見ると現時点で約1万棟と、こういうふうには推計されると今年の6月20日に文部科学省が発表いたしました。勝浦市における耐震診断の結果も市としては把握しているわけでありまして、その結果はどのようになっているのか、現時点の状況はどうか、まずお答えいただきたい。

第2に、このように有利になった補助制度は積極的に活用すべきだと。勝浦市民にとって、親御さんにとっても我々にとっても、これからの勝浦市を担う子供と、一たん事があれば、そこが避難場所となる役割を果たす学校、そういう意味では子供とあわせて地域の安全・安心に寄与する、こういうことからしても、引き続き積極的に制度活用によって小中学校の耐震化工事を進めるべきだと思うわけでありましてけれども、それに対する計画あるいはスケジュールはあるのかないのか。あるとすれば、どのようにやろうとしているのか、そのことの答弁を求めて最初の質問を終わります。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

第1点目の基本計画についてであります。基本計画は基本構想で示された将来都市像を実現するための施策を定める長期計画であり、この計画で方向づけられた施策を具体的な事業として実現するための計画が実施計画であります。

現在、後期基本計画及び第3次実施計画を推進しておりますが、本年度が第3次実施計画の最終年度に当たることから、次期計画である第4次実施計画の策定作業を進めております。

ご質問の第4次実施計画の重点施策と基本的な方向についてであります。ご承知のとおり、現在、この原案につきましては総合開発審議会に審議をお願いして、本年8月29日に第1回の会議を開催されたところであります。

本計画に盛り込んだ主な事業について申し上げますと、1つには勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業、2つには仮称市民文化会館の建設、3つには漁港水域環境保全対策事業、4つには放課後児童健全育成事業、5つには老朽管更新事業等となっております。

また、基本的な方向につきましては、基本計画にのっとり、行財政事情等を勘案しつつ、一方、本計画の計画期間が平成21年、22年度の2カ年間でありますので、緊急度、重要度、費用対効果等

を基本に考えております。

次に、ライフサポート、いわゆる市民便利帳についてであります。発行が平成14年度であり、6年を経過していることから、本年度見直しをしてみたいと考えます。

次に、財政問題のうち、1点目の骨太の方針2008及び財政健全化法の市政に対する影響についてお答えをいたします。

まず、平成21年度の国の予算編成の指針となる経済財政改革の基本方針2008、いわゆる骨太の方針2008の影響についてであります。議員ご指摘の第2章、成長力の強化で示されている地域活性化の中では、1つとして地域間の財政力格差是正のために、本年度から地方交付税制度に新たに創設された地方再生対策債が来年度も継続して実施されることについては、今年度約8,100万円が交付税参入され、本市にとって大きなプラス要因と考えております。

一方、地方から大都市への人口流出を防ぐための対策として示された定住自立圏構想であります。これはすべての市町村にフルセットの生活機能を整備することが将来的に困難との考えから、人口5万人以上の中心的な市と周辺小規模な市町村が協定を結んで圏域を設定し、高度な医療機関や大型商業施設など、圏域全体が中心市の機能を有効活用するという構想であり、国の支援策として中心市への重点的な財政措置や特例的な権限移譲等を行うとするものであります。中心市と周辺市町村の役割分担が図れる半面、都市機能が充実する中心部に人口が流れ、周辺部の過疎がさらに進むことも危惧されておりますので、人口2万人規模の本市にとって、これが実施される際には慎重に対処する必要があると考えます。

次に、第4章 国民本位の行財政改革で示されている地方分権改革についてであります。ここでは平成21年度中、できるだけ速やかに新地方分権一括法案を国会に提出するため、平成20年内に地方自治体に対する国の法令による義務づけ、枠づけの見直しの検討を進めるとともに、国、地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向けた検討を行い、順次勧告するとしております。

国の義務づけ、枠づけの見直しは必要であります。国の責任において実施すべき事項を地方に押しつけることがあってはならないわけで、特に権限移譲にあっては、それに伴う財源の補償を当然考慮すべきと考えます。

また、歳出歳入一体改革の推進として、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き基本方針2006及び2007にのっとり、最大限の削減を行おうとしております。

2年前に示された基本方針2006では、2011年度におけるプライマリーバランスの黒字化を目標に掲げ、不足する財源のうち11兆4,000億円から14兆3,000億円を歳出削減で賄うこととし、その具体策として2010年度までの5年間で国家公務員数を5.7%削減することや、投資的経費を毎年1%から3%削減することとし、地方においても国と同程度の削減を行う方針が示されたものであります。

この歳出削減内容は、基本方針2008においても引き続き進めるとの方針ですので、地方にとっては国庫補助負担金の削減や地方交付税の圧縮等による財政的な影響があるものと考えます。

なお、具体的な内容につきましては、この基本方針2008をもとに毎年1月に地方財政計画が示されますので、この内容を踏まえ、平成21年度の予算編成に当たりたいと考えております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う影響についてであります。議会初日に健全化判断比率を報告いたしましたとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきまし

ては、一般会計はもちろん、関連する国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計の平成19年度決算で実施赤字及び資金不足が発生しませんでしたので、健全化判断比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましては12.3%で、財政の早期是正対象である早期健全化基準の25.0%を下回っており、将来負担比率につきましても162.5%と早期健全化基準の350.0%を下回る結果となりました。

以上申し上げましたとおり、平成19年度決算につきましては、いずれの比率とも基準以内でありましたが、平成20年度決算からはこの4つの指標のうち、1つでも早期健全化基準を超えますと、現在実施している施策事業の廃止や縮小等の見直しを含めた財政の健全化を図るための計画策定が義務づけられておりますことから、市政運営に大きな影響がありますので、今後ともこのような事態に陥らないよう、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、保険税についてありますが、保険税につきましては、さきの6月市議会におきまして税率改正等の条例案と関連予算案をご審議いただき、議決されたところであります。

現在、本算定も終了し、納期に応じて納付していただくこととなっておりますが、一般的にも徴収率が高い要因として、保険税が安い、また口座振替の利用率が高いということが言われており、本市の徴収率向上対策としても同様の対応を図る必要があるということにつきましては、異論のないところであります。

このような点も踏まえ、平成19年度から繰越金等の活用により保険税率の改正を行ってきたところでありますが、結果として数値においては大きな改善が図られるところまでには至っておりません。やはり一過性のものでなく、継続的な取り組みが必要であると改めて認識しております。

さて、議員ご指摘のように、現在の財政調整基金等の状況では、一部その財源を充当し、保険税の減額に資することは可能であります。また、さきの市議会でも申し上げましたとおり、近隣市町に相当することとなった保険税率の維持、またはさらなる保険税率の引き下げも視野に入れ、医療費等の動向にも対応できる財源を確保し、中期的な対応が図られるよう努め、ひいては徴収率の向上に結びつけていけるよう、引き続き努力してまいりたいと考えます。したがって、現状におきましては、財政調整基金等の充当による保険税額の減額については行う考えはございません。

次に、福祉問題について申し上げます。

まず、短期人間ドックの補助についてであります。後期高齢者につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合において短期人間ドックの事業は行わず、各市町村対応とされているところであります。

さきの市議会におきまして、議員からのご質問に対し、検討の課題としたい旨、お答えしましたが、平成21年度予算編成に当たり、当該事業に係る補助を実施する方向で検討に入りたいと考えます。

次に、葬祭費の補助についてであります。千葉県後期高齢者医療広域連合の条例におきましては、条例案策定時、県下市町村で最も多かった5万円がその支給根拠となっております。その後の本市の調査によりまして、県内36市のうち7万円を支給している市は8市であり、このうち1市は課税世帯の場合は5万円の支給、また、現在、減額改正を予定している市が1市でございます。

このような状況から、本市におきましても見直しの検討も必要であると判断しておりますので、引き続き検討の課題としてまいりたいと考えます。

なお、差額支給に係る必要額として、平成18年度及び平成19年度における75歳以上の死亡者数をもとに試算しますと、400万円ほどの財源が必要であると考えます。

次に、高齢者の病院入院者に対するおむつの支給拡大についてであります。現在、高齢者へのおむつの支給については、市社会福祉協議会での独自事業として在宅の寝たきり高齢者に対し現物を支給しております。

これを病院入院者にも拡大をとの要望であります。高齢者の病院入院状況の把握方法や病院で独自のおむつの取り扱い等もあろうかと思われまじし、また、社会福祉協議会の行っている制度の考えもあると思しますので、十分、意見交換をしてみたいと考えております。

次に、産業問題、漁業用燃油の高騰対策について申し上げます。

本市漁船の主たる燃料である軽油1リットル当たりの勝浦漁協での販売価格の推移を申し上げますと、平成17年の平均価格が61円70銭でありましたが、平成19年12月には86円90銭となり、その後も上昇を続け、平成20年8月には126円となっており、3年前の平成17年平均価格の約2倍、5年前の平成15年平均価格の約2.8倍に高騰しております。

市内の漁業者は、省エネ運行やより近海での漁場、魚種を対象とする操業に転換するなど自助努力を行っておりますが、漁業経営に深刻な影響を与えております。

このような燃油高騰を受けて、国では去る7月29日、燃油高騰水産業緊急対策として、省燃油実証事業の創設を初め、省エネ機器等導入の支援、省エネ操業の支援、休漁・減船等支援対策など6項目で事業費総額745億円の緊急対策事業を発表したところであります。

今回の緊急対策事業の中で、本市漁業者に最も関連や効果が見込まれる省燃油実証事業の内容につきましては、5人以上、もしくは5隻以上の漁業者グループが操業の合理化により、平成19年の燃油消費量に比べ1割以上削減に取り組む場合は、平成19年12月の燃油単価を基準に燃油費の増加分9割を助成する制度で、事業期間は原則として1年間で、最大2年間まで延長することとし、予算額は80億円ですが、水産庁によれば、事業要望によって今後の補正予算及び平成21年度当初予算で対応を検討しているとのこととあります。

現時点でこの省燃油実証事業に対する市内漁協関係者の意見は、漁業燃油の大半を占める軽油は、平成19年以前から高騰しており、そのため漁協者は既に省エネ操業等の自助努力を行っており、さらに燃油の1割を削減することは厳しい状況にある。また、本市の漁業者の大半が1人1隻で長年操業しており、グループ操業についてもなかなか難しい状況にあるとのこととあります。

これら本市漁業関係者の意見を踏まえて、省燃油実証事業が本市の実情に合った弾力的な運用及び事業の拡充について、県を初め関係機関を通じ、国に対して要望してまいりたいと考えます。

次に、県の対応についてであります。市内漁船の主たる燃油である軽油については、地方税法第700条の6、免税規定及び千葉県税条例の手続を経て、漁業用軽油の軽油引取税32円10銭が免税となっております。

また、漁業用燃油価格高騰対策について、県では県独自の対策を9月補正予算に計上する予定でありますので、この対策の内容と効果を精査してまいりたいと考えます。

次に、市独自の支援策については、燃油高騰が本市の漁業経営者に深刻な影響を与えておりますので、国の燃油高騰水産業緊急対策における省燃油実証事業が本市の実情に合った弾力的な運用となっているのか、今後も検証を続けるとともに、その効果を見極めつつ、また県独自対策の内容及びその効果、さらには今後の原油価格の動向に注意を払いつつ、漁業関係者と連携を深め、当面は

省燃油実証事業の申請主体である漁協の求めに応じて、必要な支援をしてまいりたいと考えます。

次に、環境防災問題ですが、1点目の耐震補強工事を含む住宅リフォーム工事に対する助成金交付事業の創設についてのご質問であります。市ではこれまで高齢者、障害者を対象とした住宅改造費の助成事業を実施しております。耐震改修に要する費用負担を軽減する補助制度の創設については、耐震性に劣るとされている昭和56年以前に建設された木造住宅を計画的に耐震化を促進するための施策として平成19年度から耐震診断費補助金交付事業を実施しております。今後は、民間の木造住宅の実績や財政事情を踏まえまして、先進地における状況等について調査、検討してまいりたいと考えます。

2点目の転倒防止のための家具の固定金具設置のための助成事業の創設についてであります。地震による家具の転倒を防ぐことは、室内での居住者被害を防ぐとともに、安全な避難通路を確保するためにも家具を固定しておくことは重要であると考えます。したがって、今後、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、鶴原地先の産業廃棄物最終処分場建設についてであります。本計画の件につきましては、平成20年7月28日に千葉県環境生活部から勝浦市鶴原地先に産業廃棄物最終処分場建設に係る事前協議書が提出され、受け付けをしたとの連絡があったものであり、千葉県環境生活部でその事前協議書の書類を精査している段階であり、それには約2カ月を要するとのことでありました。

なお、この建設計画につきましては、勝浦市の主たる産業であります漁業及び観光への影響、しいては将来における環境への多大な影響を及ぼすことが考えられますことから、産業廃棄物最終処分場の建設には反対する考えであります。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、教育問題につきましては教育長より答弁いたさせます。

○議長（水野正美君） 11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松本教育長。

[教育長 松本昭男君登壇]

○教育長（松本昭男君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が本年6月18日付で施行され、大規模な地震により倒壊または崩壊の危険性が高いとされている学校施設について、早急に耐震化を図るため、耐震補強事業や改築事業の補助率が引き上げられました。

また、勝浦中学校校舎の耐震化等のため、今回の補正予算に耐震補強及び大規模改修設計監理業務委託料を計上いたしました。予算採択後、設計監理業務委託を行う予定であります。

そこで、最初のご質問であります現時点での市内小中学校の耐震診断の実施結果について申し上げます。耐震診断を実施した校舎は、勝浦小学校、豊浜小学校、勝浦中学校、北中学校の4校です。勝浦小学校校舎については既に改築済みでございます。勝浦中学校校舎は、先ほど申し上げましたとおり、設計監理業務委託料を補正予算に計上いたしました。耐震結果につきましては、勝浦中学校校舎のI s値が0.29、豊浜小学校校舎のI s値が0.3、北中学校校舎のI s値が0.5という結果

になっています。

次に、簡易な耐震診断であります優先度調査を3つの校舎、5つの体育館について実施いたしました。その調査の結果、耐震化を優先すべき順に申し上げますと、評価ランク2に該当する建物が勝浦中学校体育館、評価ランク3が総野小学校体育館、評価ランク4が興津小学校及び興津中学校の校舎、勝浦小学校、豊浜小学校、北中学校の体育館となっています。評価ランク5が行川小学校校舎でございます。その他の校舎及び体育館については、耐震診断対象外の建物です。

次に、今後の耐震化の計画についてお答えいたします。勝浦中学校校舎の耐震化工事を平成21、22年度に計画しております。勝浦中学校の工事終了後に豊浜小学校校舎の耐震化について考えております。

耐震化の必要な他の校舎、体育館につきましては、原則としてI s 値の低い順に耐震化を進めたいと考えておりますが、勝浦中学校及び豊浜小学校の校舎の耐震化の進捗状況を踏まえ、国や県の動向を把握し、財政状況を勘案し、進めてまいりたいと考えております。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

まず、第4次実施計画の問題でありますけれども、今、市長から、総合開発審議会において諮問し、その答申を受けるための審議会の会議が重ねられているということですから、確定ではないという前提がありました。それは当然のことで、それはそれでいいんだけど、行政として重点事業としてやりたいものというふうに出されました。結果的に、最終的に答申がどう出るかは別としても、現時点で市としては4次実施でやりたい主なものが5つほど出されました。

それについて幾つかお聞きしておきたいと思うのですが、1つは今、教育長も答弁があったけれども、学校の耐震の問題なんです。I s 値が0.7と言われているんだが、そういう中で勝小は改築したから、それでいいんだが、勝中も本年度でやるというから、まあまあそれでいいでしょう。しかし、豊浜とか北中については、I s 値の適正が0.7である中で0.29と、半分以下と。これがすべてじゃないけども、一応、数値がそうなりましたからね。北中については半分以下ではないけれども、校舎については0.7に対して0.5という点が出ている。その後は、全部まだ優先度調査で簡易判断だというけれども、それにしても、これは目視とかその他だと思うんですが、推定値が0.45とか0.6とか、あるいは勝中の体育館においては0.3とか、半分以下なんです。この辺は行政の再重点課題の1つだと思うんです。

学校の校舎の耐震化がすべてとは言わないが、しかし、全体の行政の優先順位からすれば、かなり上位にランクされる行政の施策ではないかというふうに思うんですね。そういう点では、平成21年、22年の2カ年計画の4次計画だからやむを得ないかという見方もあるけれども、しかし、行政は実施計画なり後期総合計画が終わったから、それで次が終わるというわけじゃなくて、引き続き行政は連続していくわけですね。

そういう点で、この辺の学校校舎あるいは体育館の耐震化についての施策をどう位置付けているかだけでも見ておく必要があるだろうと思うんですけど、勝浦市総合計画が前期と後期で出されているけれども、今回、質問やるので、またかなり熟読させていただきましたが、この次にまた総合計画は2010年度へ藤平市政の中ではあるんだが、その先の総合計画も出てくると思うんだけど、そういう点で、校舎、体育館、その他の耐震化、これについての位置付け、どう思っているのか、

その点について再度答弁をお願いしたい。

重点事業の一つに漁港水域環境保全対策事業、勝浦東部漁港としてあるのだが、私はそのほかに来年度以降の主な新規事業に水産物流通機能高度化事業、勝浦漁港とあるわけですけど、この辺について若干聞いておきたいのは、ここで言っているのは、市内2つの漁協の事業統合推進協議会を開催し、両漁協の効率的な事業推進を図るため、冷凍・冷蔵工場とか市場等の設置改修について検討を行っていくと、こういうことが言われているんですけど、実施事業だからこの程度かなと思うんですけど、ただ、俗に言う浜の漁業組合の冷凍工場とか市場の施設の改修ということまでうたっているんですが、この際、ビジョンとしては、ただ単に浜の漁協の建物とかという狭い視野ではなくて、あの勝浦漁港を取り巻く物揚げ場、冷凍工場、市民会館を曲がって勝浦郵便局のところのもうちょっと先まで、あの道路は漁港施設ですから、あそこの道路へどんどん乗用車を置いたって警察が取り締まれない。道路じゃないんだもの、漁港施設だからね。だから、そういう意味からすれば、あの一帯をどうしていくのか。市民会館をあそこに引き続き建てるという方向が出ているけれども、水産事務所、その他を含めて、もっと言えば、勝浦市が観光の目玉としている朝市の問題もどうするのかということも含めながら、ビジョンを出していくことが必要だと思っているんですけど、その点について、突然言って、そんな突然答えられないよと言うんじゃないで、構想としてはそれぞれ持っていると思うんです。その点について、基本的なところを伺っておきたい。

市民会館ですけど、私、たまたま今度は建設検討委員会の会長を仰せつかっているんですが、その場では言いづらいので、今、聞きます。細かいことは聞きません。2つだけ。

ここに重点的に出されている仮称市民文化会館の建設ですけど、当初、計画が進んでいたところを急遽、財源の種類を変更するというので、期間的には結果として1年延びるわけですね。そこで、いつ工事を始めて、いつ完成して、供用開始はいつなのか。いつだというふうに、今、スケジュール的に立てているのか、その点をまず1点お聞きしておきたい。市民の間でいつ建つんだよというのが非常に関心事になっているんです。そんな先かという話もありながら。そののところをはっきりさせてください。それが1つ。

もう一つは、まちづくり交付金を使うために来年の5月にそれを申請してやるというんでしょう。だから延びると。ところが、今、るる市長も1回目で答弁してくれましたけれども、骨太方針2008でもうたってるんですが、このまちづくり交付金というのは道路特定財源なんでしょう。それを使えば12~13億円かかる仮称市民会館という名の施設が、どういう名前になるかわからないと今言ってるんですけど、そのうちの何億円がまちづくり交付金で手当てされて、その財源内訳はどうなっているのか。道路特定財源がそのうちのどれだけを占めるのか。まるまる道路特定財源なのか、あるいはそのほかの交付金として、どういう財源として市はもくろんでいるのか、その辺ははっきりしなければ、1年延ばすかいないんです。その辺ははっきりしてください。これが1つ。

本当に財源を5月に申請して引っ張ってこれる確信があるのかということ。相手は国ですからね。市長が出すわけなら100%確信持っているんだろうけど、しかし、そうだからといって、やってみなきゃわからないようじゃ、全く無責任な話で、八九分どおり見込みがあるというんだから、そういう方向を打ち出したんでしょう。これがなきゃ空財源ですよ。全くごまかしです。そこで、その可能性がどうなのか。

そこで言いたいのは、それが大方が道路特定財源だとするならば、骨太方針2008、さっき3章とか4章とか言ってくれましたが、そのとおり国は出してるんですが、骨太方針で道路特定財源の一般

財源化、改革のポイントというふうに出ているわけですね。具体的手法としては、道路特定財源制度は道路特定財源等に関する閣僚会議における具体化の検討を踏まえ、平成20年の税制抜本改革時に廃止し、平成21年度から一般財源化すると。その際、地方財源に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する。暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取り組み、地方の道路整備の必要性、地方の厳しい財政状況等を踏まえて、平成20年の税制抜本改革時に検討すると。あるいは、道路の中期計画云々と、こういうふうに出ているんですけど、こうなってくると、今までのように道路特定財源がむだだ、むだだっているいろいろありましたね、マッサージ機だ、やれ何だあってあったけれども、そうではなくて、これだあってまちづくりという方向に本来の道路建設のためじゃない方向に出すわけですから、今までのようにじゃぶじゃぶ出てくるという可能性は、一般論から言えば、まずないだろうと、客観的情勢からいって、私は思いますよ。行政はそのところを見極めているのかということ。そのところをはっきりさせてもらいたいというのが2つ目。以上をお聞きしたいということが1つです。

重点施策に市営庭球場の整備なんていうのが出ていますが、これは警察署の移転との関連の中の事業だと思うんだけど、これをやってると時間が足りなくなっちゃうんで、また次の機会があるでしょうから省きます。

次に、便利帳は答弁もらったからいいんですけど、しかし、これをたまたま見たんですけど、これはどこが責任を持つかという問題です。行政のセクションとして、ライフサポート、市民便利帳というのはどこが責任を持っているのか。

いろいろ制度改正があったり、条例改正があったりして、非現行になったときに、それを訂正して、一般家庭にこの辺が変わりましたよという知らせが来てるのか来てないのか。来ていたとすれば、私は見てないので、私の怠慢だと思うんですけど、その辺どうやっていたのか、責任の問題を明確にしておいてもらいたい。その上に立って、さっきの答弁では、今年度というから平成20年度中にまた新しくつくって、全部配布するということだと思うんだが、それでいいのかどうか、念を押して聞きたい。

さっき言いましたけど、例えば最終ページのテレフォンガイドなんていったって、荒川小とか名木小まで入っちゃってるんだ。こんなところ、だれかが電話しても、学校なんかありゃしない。

上野診療所だって、例えば、病気になって76-0217なんて電話番号が載っている。

それから議会の関係。議会も選ばれた22人の議員と、そこに載っている。とぼけるじゃないよと。

あじさい号の利用だって、毎週月曜日、12月28日から1月4日、自動車検査期間及び点検整備日は運休だと。月曜日、今、運行してるじゃないですか。サービス向上してるじゃない。月曜使いたいと思った人が、これは運休日だと。数え上げれば、とにかく話にならない。

たるんできると言われてもしようがない。何やっているんだ。一事が万事という昔からの格言がありますが、もう少し緊張感を持って行政に当たってもらいたい。私はこれだけのことで言ってるんじゃないんですよ。

ごみの有料化になったのも全然非現行。国保税だって、この10月から我々は年金天引きでしょう。それが依然として10回払いで払うことになっている。全然非現行。だから、本年度中とといったって、いつごろ再発行するのか、お聞きしたい。

次に、国保の関係ですが、含みのある答弁がありました。結論的には今回、基金を取り崩しての減税はやらないと、こう言ってます。けども、結果として国保税が下がれば、それは納税率が上

がりますよと、それはもっともだと、自分もそう思うと市長も言っている。言ってみれば、財源に余裕をつくって、もっともったためて、6億円も7億円も8億円もためて、場合によっては取り崩していこうという話だと思うんです。

ただ、今の時点でも、さっき滞納率と反比例するんじゃないかと言われちゃうかもしれないけれども、皮肉なことに、下げたからといって納税率上がらないと数字を私が示しているようなもんですけども、そうじゃないんですね。今年度の近隣比較は、何回も言っていて私もうんざりしてるんですけど、国保の関係ですが、介護の分担金は抜きで、1世帯当たりで言うと勝浦市が12万1,304円。大多喜町が1世帯10万7,825円、御宿町は当初の時点が出ていなかったから、わかったら税務課長、御宿は1世帯幾らなのか教えてもらいたい。いすみ市が、平成20年度はまだ不均一課税やっていますから、旧夷隅町が9万2,059円、旧岬町が10万3,117円、旧大原町が11万1,139円です。そうすると、御宿町がどれだけかわからないけれども、一番高い勝浦市と2番目に高い旧大原町を比べると、1世帯当たり12万1,000円と11万1,000円ですから1万円違うわけです。一番安い旧夷隅町と比べれば9万2,000円ですから、1世帯当たり3万円違っちゃう。近隣でほぼ同じような行政水準の中で、同じ夷隅郡市広域市町村圏のこのエリアの中で、国保税がこんなに差があっているのかよと。

金がないというなら別ですよ。私も現在、国保運営協議会の会長をやらせてもらっていますが、近來になく繰越金や基金繰り入れでもってこれから先いろいろ出てくるといったって、当初から見て、9月の段階で後期高齢者医療分とか、あるいは介護の手当とか、時期的にいろいろ見通しはある程度、年度当初よりも立ってる段階でしょう。今、幾ら残っているのか。幾ら基金として保有しているのか。繰越金として幾ら保有しているのか。

さっき世帯で2万円やって8,000何百万円だとか言っただけども、仮に1万円やれば4,000数百万円で済むことですよ。これだって、今の市民にとっては、明日の何とかよりも今の1万円だと。それほど今、市民は本当に厳しい状況に置かれているということからすれば、それは必要ではないか。やってやれない額ではないんだと。そういう意味で、ぜひ検討を再度お願いしたいということで、答弁をいただきたい。

次に、人間ドックは平成21年度の予算で検討すると言ってますので、了とします。

葬祭費も、引き続き検討するというので、ぜひこの点についても前向きに、それこそ検討を強く要望しておきます。

おむつについても同様です。

燃油関係ですが、これについては了とします。ただ、これはどうしようもないのかなと思うんですけど、新勝浦市漁協と勝浦漁協との燃油の単価の差が残念ながらあるんですね。例えば、さっき言いましたように、今年の8月単価で言えば、勝浦漁協ではリッター126円、ところが新勝浦で言うとリッター132円ということで、6円ほど単価が違うんだけれども、この辺はいろいろと単協での補助の関係とかいろいろあるんだろうとは思いますが、これはどうにもならないのか、念のために答弁してもらいたいと思います。できれば、同じ漁民というか漁業者ですから、そろったほうがいいかなという気もしてるんです。それはそれだけのものですから、ご答弁いただければと思います。

もう一つは、確かに軽油引取税は県税ですから、ずっと前から、燃油高騰以前から、漁業者の軽油は税を免除している。これは承知しています。そこで、通告になくて申しわけないんだが、簡単

な問題で、農業はどうなんだよと、こう言っている人がいるわけです。農業だって軽油使っているよ。同じ1次産業で国民の胃袋を満たしている大事な産業ですよ。勝浦市にとっただけで基幹産業の農業・漁業と言うじゃないか。そこの免税はできないのか、こういう至極もつともな話があるわけです。この辺については、執行部としてはどう考えているのか。それと、県に対してその辺は何もアタックしないのか、その辺、通告外で申しわけないですが、1点だけお聞きしておきます。

次に、耐震の補助の問題ですが、これは10万円限度といたって、なかなかそれは大変だと思うんですけど、検討するというので、ぜひ検討をお願いしたいということと、もう一つは2点目に言ったタンスを固定金具でとめるとか、ねじでとめるとか、これは量販店に行ってもすごく安い単価で売ってるタンスどめとか、座敷に置いてある転倒防止の機具があります。そういう点からいっても、単価が非常に安くて、補助だけではなくて、震災に対する意識を高める上でも非常に有効だというふうに思うんです。そういう点で、これも検討するというふうに言われておりますけれども、この検討のほうは1点目の検討よりもっと早く検討の結論をぜひ出していただきたい。

このことは三重県の三重大学災害対策プロジェクト室というのがあって、そこに川口研究室という教授の研究室があって、そこで2007年というから去年の4月15日に、三重県北中部を震源とする地震時の家具固定に関する電話アンケート調査結果というのが出ている資料があるんです。これを読ませてもらうと、ちょうど間がよくというか、去年の三重県の地震がある直前にそういうものを民生委員とか市の広報とかを通じて市民に周知して、買う人は買うということで転倒どめをやった地域があったんですね。そうしたら、地震の結果、そういう簡単なとめ金をやっただけでも、ほとんど倒れなかったという結果が出ているんです。そのことによって、大体、座敷でタンスがあったり、そういうものがあつたりするところに寝てるというのは我々高齢者が多いですから。あと、若い人はベッドとかいろいろと格好いいところに寝てますけれども、我々は茶の間に寝たり、そこでちゃぶ台出して飯食ったりする年代ですから、そういうことからすると、どうしてもこれは必要だろうと思うんです。その点も含めて、もう一度答弁をいただきたいと思います。

産廃については、はっきりと反対の立場を明確にするということでしたとしますが、ただ、意見を求められたら反対意見を出すよではなくて、もちろんもう既に市長はやっていると聞いていますが、堂本知事に対して意思は伝えてあると言っていますが、繰り返しその意思を伝えることが、本気になって、どうしてもこの辺は許さないぞという意思が伝わる一つの形だと思うので、ぜひとも精力的にその辺をお願いしたいし、特に地域住民にその辺を自覚してもらって、本当にこれをやられたら、直線300メートル以上かもしれないけど、500メートル以内じゃないかと思うんですね。それでなくたって今年の海水浴客の入り込みが非常に減っているという行政報告があつた中で、重大問題だという位置付けで、市を挙げてこれに取り組むと、その先頭に立つという姿勢もぜひ持ってもらいたいと思うんですが、その点、再度、答弁があれば、答弁をお願いしたい。

学校については、先ほど総合計画の中でやりましたので、結構です。

いずれ市民会館は建てるんだけど、その間、1年から1年半ぐらいかかると思うですね。そうすると、あそこばらしちゃうといった場合に、その間、社会教育関係の諸行事とか、あるいは教室とか、市民団体がいろんなサークルを持ってる、そういう場はどうするのかという非常に大きな問題があるわけです。それは、例えば、今の小中学校の体育館、その他教室の開放もあるでしょう。私は音楽サークル、市民コーラスサークルに所属していますが、これはだめなときは勝小の音楽室を使わせてもらっていた経緯もあるし、引き続きやってもらえれば、それで事足りませんが、とにかく

くあの中心的な場所からどこかに離れるとなると、車で行けない人もいる中で、どうしたらいいのかということも含めると、私の考え方では、例えば出水の図書館の裏の日本間とか2階とか、勝浦集会所を開放する。来年度から恐らく行川小学校も統合でしょう。そうなる、そこがあく。若干の整備の中で、そこも使えるようにするとか、その他、串浜の福祉センターとか、あそこだって立派な調理室があればカラオケ室もあると。そうすると、賃金者で人的張りつけをしないと管理監督ができないわけですから、あるいは夜間の利用も当然あるわけですから、夜間のほうが主ですから。そういう点も含めて、きちっと計画を立てておいてもらわないと。それならいいよということにならないわけです。そういう点も含めて答弁をいただきたい。

2度目は以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） では、私から産廃の最終処分場についてお答えしたいと思います。今でも覚えておりますが、平成13年7月10日です。山梨県塩山市から放射性物質を若干なりとも含んでいるモナサイトが勝浦へ搬入されるということで、実際に文科省の職員も伴って大型ダンプで勝浦まで搬送されてきたわけです。そのときには、皆さんのご協力を得て、搬入そのものを阻止、県外に帰ってもらって、最終的には文科省の地下室にその物質を管理させたと。そこでの私の言動は、事、放射性物質を含んでいたモナサイトだけでなく、環境汚染、環境破壊に対する私の一つのあかしの行動として示してきた。それに皆さんが応じてご協力を得たことによって搬入を阻止できたという大きな経験をいたしております。

私は、そういう意味で、今後この問題に対しても、その当時と同じ気持ちで対応していくというふうに考えておりますし、皆さんのご協力を一段とお願いしたい。

なお、この県からの通知を得たときに、私は担当係長と一緒に県に赴き、勝浦市にとってはこういう問題は全く論外であると。どのような考えでこうなんだろうかと。私自身わからないし、ここに設置されたら、勝浦の漁業並びに観光業は大なき打撃をこうむってしまう、今、勝浦の進むべき進路を閉ざしてしまう結果になるので、私は認めるわけにはいきませんと申し上げました。突如何ったものですから、知事には会えなかったんですけども、必ず堂本知事に伝えるようお願いをして帰ってきております。その意向は、県も十分理解していると思っております。

そういうことで、今後ともご理解とご協力をお願いし、また、私どもも県と十分連絡を密にしながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 学校の耐震化問題についてお答えいたします。勝浦中学校の耐震化につきましては、先ほど申し上げましたように、平成21、22年度で進められることになりました。そのほか、豊浜小学校の耐震度もかなり低いということもあります。優先度調査でありますけれども、体育館の幾つかも0.3相当の対象物であるということでもありますので、早急に進めなければいけない問題であると思っております。特に学校は子供たちが勉強する場でもありますし、あるいは緊急の場合に

は避難場所となる場所でありますから、議員ご指摘のとおり、早急にこの耐震化については進めなければいけないと考えております。

したがって、平成23年度から始まります計画の中に位置付けて、着実に、堅実に一つ一つ耐震化になるように、教育委員会としては今後、努力していきたいと思っています。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 私のほうから市民便利帳の件につきまして申し上げます。ご指摘のございましたとおり、大変申しわけございません。今後、内容を十分精査いたしまして、修正するものは修正いたしまして、市民の皆様暮らしの手帳といたしまして、さらに有効に活用できるように、早速、その仕事をしてまいりたいと考えております。まことに申しわけございませんでした。

○議長（水野正美君） 次に、藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。勝浦漁港施設の改修についての検討の関係でございますが、勝浦漁港の市場、あるいは冷凍・冷蔵庫につきましては、あの冷蔵庫は昭和48年につくられたものですので、35年を経過しているということで、施設が非常に老朽化をしています。

また、新勝浦市漁協の関連の漁港施設につきましても、老朽化が目立つものがあるというものが今現在の状況でございます。

こういう中で、どうしても大きな事業費がかかりますので、市とすれば国県補助事業の採択を目指さなければならないわけですが、今、国あるいは県、財政状況が非常に厳しい中で、国県補助事業は従前のように、今ある施設をただ単に更新をするだけでは採択がなかなか難しい状況でございます。その地域の拠点化、あるいはある業務の集中化、こういうものをきちっと位置付けないと、国県補助金はなかなか難しいという状況がございます。

そういう中で、また漁業者の高齢化等を考えますと、これから5年、10年先の中長期のビジョン、あるいは事業計画というものが国県補助事業の採択要件とあわせて必要になってくるわけですが、そういう面で昨年の12月に両組合で事業的な合理化、あるいは市場統合等も含めまして、施設をお互いに有効に使おうじゃないかということで協議をしましょうということで事業統合協議会というものを立ち上げまして、現在、検討を進めておるところでございます。実施計画におきましては、これを継続して平成21年、22年にも行おうということで計画のほうに位置付けをお願いしたところでございます。

2点目の燃油の関係、軽油の価格差でございますが、今年の8月の段階で勝浦漁協の軽油が1リッター当たり126円、一方、新勝浦市漁協の軽油価格が132円ということで、確かに6円の価格差がございます。勝浦漁協の場合は、外来船にぜひ来てもらおう、外来船誘致の一環であえて燃油を低く設定をしております。一方、新勝浦市漁協におきましては132円、今、市の軽油の買い取り価格は164円でございますので、それから見ると軽油引取税、免税の32円を引きますと、一般的な価格で新勝浦市漁業は軽油を販売しておる。意図的に高くしておるのではないということでございますので、その点、ご理解をいただければと思います。

軽油引取税に関連しまして、漁業はわかった。農業はどうなんだというようなご指摘でございますが、軽油引取税そのものが県の道路整備の費用にするための財源、いわゆる道路財源でございます。原則的なお話を申し上げますと、道路を走るか走らないかで、いわゆる免税なり、あるいは課税という大きなすみ分けがございます。したがって、漁業、漁船については免税ということになっ

ているわけでございます。

農業におきましても、純粹に農作業、農業の部分に使うものにつきましては、免税の手續さえ踏めば可能でございます。ただ、県税条例の手續を踏んで免税証、あるいはその手續を踏まなければなりません。ただ、これが非常に煩雑でございまして、なかなか定着をしませんし、1,000リッター当たりで手續をしたとしても3万2,000円と。事務の手續の煩雑さと必ずしもそれに見合う免税かというところもありまして、なかなか定着をしないいうところでございます。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。仮称市民文化会館の建設スケジュールでございますけど、社会教育課の一つの案としてお聞きいただきたいと思っております。なお、この案につきましては、駐車場側に仮称文化会館を建設し、現行の市民会館、公民館を使用しながら建設した場合のスケジュールとなります。

平成21年5月にまちづくり交付金に係る要望書を県に提出し、6月に国のヒアリングがございまして。11月に国土交通大臣からの通知があり、翌平成22年4月に内示がございまして。このことから、平成22年に実施設計と建築確認申請をいたしまして、工事につきましては約18カ月かかるということですので、平成23年4月から平成24年9月までが工事期間となり、現行の市民会館、公民館の取り壊しと一部外構工事を残しますが、建物自体の使用は平成24年9月以降となります。すべての工事の完了につきましては、平成25年5月となります。

また、建設の位置が現在の建物がある位置となった場合については、取り壊し後、すぐ建設工事となりますので、建設工事中に外構工事も発注できますことから、平成24年11月にすべての工事が終了いたします。

次に、公民館教室、社会教育事業の活動の場の対応ですが、駐車場側に建設した場合、現在の位置に建設した場合とも、利用する団体に多大な迷惑がかかることと思っております。議員のご意見を十分に尊重し、利用者に支障が出ないように計画づくりをしっかりと作成し、利用者のご理解を求めたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、まちづくり交付金についてお答え申し上げます。議員ご承知のとおり、このまちづくり交付金につきましては地域の歴史、文化、自然、環境等の特性を生かし、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と、地域経済社会の活性化を図るための制度であります。

まず、市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成いたします。国や市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付することになります。交付金の限度額は、交付対象事業費のおおむね4割になります。

先ほど議員お話の中にもありましたが、国では毎年度、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針を発表しておりますが、毎年度、公共事業を削減していることから、道路特定財源の余剰金が発生しております。平成18年度では約6,563億円余剰金が発生しております。このうちまちづくり交付金には635億円が充てられております。平成18年度のまちづくり交付金は1,102地区に対しまして2,380億円交付されておりますことから、約27%を占めております。

この道路特定財源が一般財源化されることによるまちづくり交付金の影響についてということ

であります。まちづくり交付金は都市再生特別措置法に基づく財政措置であり、道路特定財源の一般財源化により財源不足が生ずるということになった場合には、国の責任において他の財源手当をして制度を維持されるべきものと考えております。

本市の仮称市民文化会館建設に際しまして、このまちづくり交付金の活用について大丈夫かというようなお話ございました。本市の財政規模や財政状況から大規模事業を市単独で実施することは大変困難であります。この交付金の採択を目指していくことが最善の策と考えておりますので、今後は採択に向けて県と相談しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、基金等の留保額でございますが、今議会に提案をいたしております1,153万9,000円を除きますと2億5,557万1,934円でございます。また、保険税額の引き下げについてでございますけれども、画一的に保険税額の引き下げを図ろうとする場合には、基本的に税率の改正が必要ではないかと考えております。もう既に本算定も終了いたしておりますし、また10月の中旬には、この軽減額に対します国、県の負担金の申請もございますので、スケジュール的にも非常に厳しいものがあると考えます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） 家具の固定金具設置のための助成事業につきましてお答え申し上げます。地震等による家具の転倒を防ぐことは、居住者の被害を防ぐためにも大変重要なことと認識しております。

先ほど議員より三重県のお話がありましたが、これは地域、早く言えば隣近所や組織等で防災意識のための固定金具の設置推進等を行ったことで家具等の転落はなかったということであると予想はしております。

また、この固定金具の設置推進に当たりましては、環境防災課のほうで防災等の講習会におきましても参加者に設置の呼びかけをしているところでもございます。

今後は、この助成事業につきまして十分に検討していきたいと考えておりますが、現在のところ、県内ではまだ1市町村もやっていないのが、今、私が認識しているところでございますけれども、今後は県内を初め県外等々、よく調査、研究をいたしまして、また関係する課と協議していきたいと考えております。この事業実施するに当たっても財源確保が重要と考えておりますので、その辺も踏まえまして、十分に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 最後の質問ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますが、まず、今の企画課長の市民会館に対する財源手当の答弁はちょっとおかしいです。財政が厳しいから、それを使わないとやれないんだという趣旨なんですけども、当初は、建設検討委員会じゃなくて審議会のほうの段階では、あのまちづくり交付金を使わない手法でもってやれるという前提で話は進んでいったんです。途中で、こういう財源手当もあるから、それを使ってやるんですよ、したがって約1年間の延期になるんですよと、こういう話なんです。だから、その財源手当があろうとなかろうと、やれるというふうに執行部が踏んだから審議会で問題提起してきたわけでしょう。おかしいじゃないか。

だから私が言っているのは、これを使うことは否定しません。だけど、一般財源化してくることだし、今、総選挙だ何だと。場合によっては政府も変わるよという話の中で、テレビを見ていると、

毎日、今さらのように国民の目線でなんてぬかしているけども、そんなの当たり前の話で、今さら何が国民の目線だなんて言いたくなっちゃうんだけど、それは別としても、もしこの財源手当が使えなかったときには、その手法でない手法で、規定方針どおり建てるのかということを知っているわけですよ。当然、それは建てるんでしょう。さっき市長も答弁したように、重点施策として、重点事業として上げているわけですから。そのことを問うているのです。だから、その点をはっきりしてください。ただ、やるかやらないかです。やらないと言え、公約違反だ。その点が1つ。

国保税についてですが、今、答弁を聞いていると、もう本算定が終わっているから、それはちょっと難しいとか、もう一つ、2点言った。それは両方とも技術的な問題だから、逆に言えば、その点がクリアすればやれるという答弁だと私、聞きました。再答弁は要りませんが、今後、その点を十分踏まえて、極めて技術的な問題でそれはできないという答弁だったんだが、それをクリアすればできるんだから、ぜひ減税に向かって努力をお願いしたいと強く要望しておきます。

最後に、財政問題で1点、2回目で外しちゃったので。財政健全化法によって、3月にもやったんですけど、例えば国民健康保険税の一般会計からの繰り入れなんてやっているところは、健全化法発動によってやらなくなってきている。既に2008年度から実行なのに、もう既に警戒してやらなくなってきている自治体が増えている。逆に言えば、今後、そのことを理由で財政健全化法に基づく指数をきちっと保たなきゃいけないがために、国保税もどんどん値上げしている傾向が全国的にも見えてきているし、国保担当の主幹課長とか後期高齢者医療広域連合事務局長会議なんかで収納率向上対策とか、あるいは赤字にならないようにしっかりやれと。徴収業務を強化して、税をもっともっとびしびし取れというような方向も既に打ち出してきている。それが市民に対する影響が出ないのかということを知っているわけですけど、そのことについて勝浦市としては、財政健全化法に基づく健全化計画をきちっとするために、そのゆえにむやみに諸手数料や税を上げないんだよということは、前回の答弁でもきてるんですけど、もう一度、重ねてその点を念を押しておきたい。むやみやたらにそういうことはやりませんよということが言えるのかどうか、その点について1点。

財政的にもう一点は、2006年度の決算のときにいただいた、私は決算委員じゃなかったけど、相当いい資料が出てるんだが、この資料に基づく勝浦市の歳入の流れが平成9年から18年度まで出てるんですけど、これを見ると市税が全く横ばいでどうしようもないと。今後、この市税の方向をそのまま唯々諾々と続けるのか。新たな施策展開がないのかということを知りたいんだが、これは時間がないので、この次に譲りますから、その点だけ確認させてもらいたい。とにかく、鳴かず飛ばずでこのままいくのかということを知りたいんです。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、お答えいたします。現状では、この交付金の採択を目指して努力していくということで変わりありませんけれども、万が一というお話もあるかとは思いますが、この場合には財源等を練り直すということになるかと思いますが、いずれにしても、実施計画に盛り込まれた事業であります。これは実施していくという方向で考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答え申し上げます。財政健全化法の施行によりまして全国の市町村でも、確かに議員おっしゃるとおり、第三セクター等の借金を抱えるところにつきましては、そういう借金をなるべく早目に返済するというところでいろいろ対策を講じている市町村もございます。勝浦市におきましては、せんだって健全化判断比率を申し上げましたとおり、実質公債費比率、あるいは

将来負担比率とともに健全化比率内、いわゆる基準内におさまっておりますけども、そういった中で3月議会の質問の中でも議員のほうから当初予算を編成する上でこういう財政健全化法に配慮したかどうかというようなご質問もございましたけども、そのときの推計では、こういう比率が健全化基準範囲内におさまるだろうということで、特別当初予算では対策を講じませんでした。この結果、決算におきましては、基準内ではありますけども、ただ現在の財政運営をしていく中では、市民の皆様にもこの健全化基準には関係なく、実際に財政運営する上では応分の負担はお願いすることもありますので、その辺はご了承いただきたいと思っております。

なお、市長答弁でも申し上げましたとおり、こういう早期健全化団体に陥らないように十分留意をしながら財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、岩瀬洋男議員の登壇を許します。岩瀬洋男議員。

〔4番 岩瀬洋男君登壇〕

○4番（岩瀬洋男君） それでは、質問を始めさせていただきます。

世の中、まさしくカード時代の到来により、最近は何枚ものカードを財布の中に入れていた人も珍しくありません。勝浦市内においても市内小売業32店が加盟している勝浦奉仕会協同組合がマイカードという名称で買い物の都度、ポイントを提供し、顧客サービスに努めています。

このように、地域限定型のポイントカードは勝浦奉仕会も含め、一般的に満点になったカードを1枚500円として買い物時にお金のかわりに活用しているものが多いようです。全国では、この2年ほどの間に満点になったポイントカードを市税全般、水道料金、保育料、介護保険料、市営住宅使用料などの税金や公共料金のお支払いに活用している自治体が増えてきております。現在のところ、実施自治体は町村のような比較的人口の少ない地域が多いようですが、去年は長野県飯山市で、今年は岩手県遠野市で始まっており、徐々に全国に広がってきております。

主な目的は、市サイドにとっては税の収納率等の向上であり、商店、組合サイドにとっては信用力の増強に伴う組織力の強化、あるいは売り上げ高の向上が期待されるものであります。

勝浦市総合計画第3次実施計画No.430、商店会組織強化事業には、勝浦奉仕会との連携により組織の強化を図るとあります。また、同じくNo.2830には、収納体制の強化として収納体制の充実をうたっており、この仕組みに取り組むことはまさしく市にとって一石二鳥以上の効果が期待されるものであります。そして、それが次に第4次実施計画につながっていくものと思っております。

そこで、勝浦市においても勝浦奉仕会協同組合が発行しているマイカードの満点カードを納税や公共料金の支払いに活用するお考えはないかお尋ねしたいと思います。

次に、勝浦奉仕会協同組合発行の商品券についてお伺いいたします。勝浦奉仕会共同組合は財務局から認可を得た加盟店で利用できる商品券の発行を行っております。現在、勝浦市は報償費等で記念品を該当者に差し上げておりますが、その一部でも商品券を活用できないものかお尋ねいたします。

厳しい環境の中、市内小売業にとって消費者の確保は重要な課題でもあります。必死に頑張っている市内商店の振興のためにも一考いただき、行政が政策の中で商業者の背中を押すことが商業振興につながっていくと思っておりますので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの岩瀬議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、勝浦市奉仕協同組合で発行しているマイカードの満点カードによる市税や公共料金納付への活用についての考え方でございますが、議員ご承知のとおり、平成18年8月に福島県白川郡矢祭町で町スタンプ会が発行しているスタンプ券台紙を活用できる制度を導入して以来、全国的な広がりの中で多くの市町村で制度化されております。市の活性化に直結する商店街の活性化対策に取り組んでいる本市としまして、導入に際してはクリアしなければならない点もありますが、商工会、勝浦奉仕会協同組合等と協議し、導入の方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、報償記念品に勝浦奉仕会発行の商品券を活用できないかのご質問でございますが、報償の目的等を考慮した上で、対応が可能かどうか検討してまいります。

以上で岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○4番（岩瀬洋男君） ご答弁、ありがとうございました。待っている間、期待半分、不安半分ということで、ご答弁はどちらかというと非常に希望の持てるご答弁と理解させていただきました。

今日はポイントカードの活用という主題で上げさせていただいておりますけれども、納税と商品券と、後で登場させますけれども、2つほど事例をご紹介させていただきたいんですけども、例えば去年の7月の参議院議員選挙のときに、東京都の東大和スタンプ商業協同組合というのがありますが、そこは投票に行くとポイントをもらおうというような企画を立てていました。これは当然、選挙管理委員会と事前の調整をした上での企画になるわけですけども、受付で投票済み証をもらって、それを持って加盟店に買い物に行く。500円以上の買い物をすると、そのポイントと別に100ポイントをつけてくれるといったような仕組みの企画です。これは当然、投票率の向上をねらったものではありませんけれども、商業振興と両方をねらったものです。100ポイントというのは、ご承知のように、一般店で我々では1万500円買うとつけてくれる。スーパーハヤシでは2万1,000円買うとつくポイントの数なんですけれども、そういうことで1,298枚の投票済み証が回収されたということです。

これはやらなくとも、別にその1,298人が投票に行かないかということ、そうではなくて、そのうちの多くは投票に行かれたと思いますけれども、これはカードを買い物に使うだけではなくて、市にとっても、ある意味、有効に使う時代が到来したのではないかということをお考えいただいていると考えております。

もう一点なんですけれども、これは教育支援ということになりますけれども、長野県飯田市あたりが大分進んで、こういうことを取り入れているようですけれども、中学校の部活、勝浦中学校野球部とかバレー部とか、そういう部活、あるいは小学校のソフトボールとかミニバスとか、そういう団体をあらかじめ登録しておいていただいて、ご家族や仲間たちが満点のカードを店で使うと。私はどここの団体の関係する者ですという20円の半券をもらって、それをためておいて、後ほどみんなで精算して活動資金にする、これは市とは直接関係はありませんけれども、そういう教育支援といったような形でやっているところも増えてきている。

例えば、子供会連合会で20円を集めて全国大会の旅費の足しにするとか、あるいは関東大会に行くときの資金にするとか、そういう試みが増えてきておりますので、1つ、今日、納税ということ

を上げさせていただきましたけども、とっかかりとしてそういう納税を上げさせていただいたというわけでございます。

勝浦市を振り返ってみても、例えば、市民課長が大分苦勞されているメタボ健診、特定健康診査の受診率を上げていかなきゃいけない。平成24年まで65%を上げなければいけない。ペナルティーまでであるといった中で、これはいいか悪いか、やるかやらないかはまた別の問題ですけども、メタボ健診に行ってポイントをもらおう。特に男性の参加率が悪いということでございますので、ポイントを上げることによって奥さんを刺激して、旦那さんを動かしてもらおうといったようなこと。そうすれば、商店街に買い物も一緒にいけるといったようなこともありますので、そういうポイントの活用もあるのではないかとというふうに思います。

もう一点、これも例としてふさわしいかどうかありますけども、11月に行われる文化祭。興津会場、なかなか参加者がふえない。だったら、文化祭興津会場に来てポイントをもらおうというような企画だって別にあっても、これからはおかしくない。現に市川市ではエコボカードといって自分の市でポイントを出して、アルミ缶の回収とか、エコとボランティアの活動をするとポイントが集められて、市営プールとか市の施設に入っていくことができる。これは市の独自のポイントですけども、そういうような取り組みをしているということがありますので、今後はポイントは市にとっても避けて通れない道ではないか。市と民間の双方にメリットのある仕組みを構築していく必要があるのではないかと、私は思っています。

納税に戻るのでですけども、先ほどありましたように、納税もクリアしなければいけないということでしたけども、そのとおりだと思います。庁内各課が大分関係してきますので、その中でその関連をとっていかなければいけませんし、市民の皆さんの利便性も考えなければいけない。あるいは、カードを受け取ったときに、それを規則に準じてどうやって収入に上げていかなければいけないかといったような問題があるのではなからうかなと、庁内のことはわかりませんが、そういう推測はできる。だから、カードの受け入れ体制の確立と、各課あるいは奉仕会を含めた連携が、この仕組みのかぎを握ることになっていくんだろうと思っています。

飯山市も遠野市も他の町村も対応はみんな異なります。ですから、これからのことですから、これは先ほどご答弁にありましたように、これから研究して、勝浦市にふさわしい形につくり上げていけばいいというふうに私も思っております。

そこで質問に移るんですけども、納税システムを含めまして、全体的に行政とポイントのかかわりについて、私は先ほど申し上げましたように、今後の研究としてその必要性を感じておりますが、執行部の皆さんは、このポイントのかかわり、必要性、どのように考えておられるのか、見解をまず一つ伺いたいと思います。

2つ目に納税の仕組みになりますが、先ほどご検討いただくということでもありますけども、私もキャリアは浅いですが、今後、どういう形で検討を進めていこうと考えているのか、スケジュール、実施の時期まではなかなか難しいのでしょうかけれども、その辺、どういう形での進め方を考えておられるのか、その辺も含めてご答弁をいただければありがたいと思います。また、あわせて実施への心意気も含めて、ご答弁いただきたいと思います。これが質問になります。

商品券に関しましても、1点、触れさせていただきます。勝浦奉仕会の商品券で、これも先ほど希望の持てるご答弁をいただいたと私は理解しておりますけども、勝浦奉仕会に私も関係しております関係で感ずるんですけども、加盟店が32店ということで非常に少ない。だから加盟店の増強と

いう非常に大きな命題を抱えていることも事実であります。ただ、市がこういうふうな商品券を扱ってくれるということでお客さんの注目を増して、入っていないお店もまた興味を持っていただいて、加盟店促進につながっていくのではないかというふうに思います。

奉仕会は今年の総会で、今まで勝浦市の小売店に限定した資格をサービス業まで広げました。これから間もなく出資金の額も下げていく。要するに、間口を広げ、敷居を下げて、会員の拡大にとりかかろうとしています。この夏、こちらでもお見えになっていただいた方いらっしゃいますけども、奉仕会と勝浦中央商店街で小さいですけども、一緒にイベントを行って、交流の中から新しい息吹を感じることができました。こういう中で、勝浦市商業の未来を築き上げていくために、この商品券の活用に関しては一層の検討を要望したいと思っております。

これは要望なんですけれども、そのイベントを通して若い勝浦の中央商店街の皆さん、あるいは奉仕会の若手とみんな作業して、我々、先に生きている人間として、何とかこの皆さんを、これから先、商店を一生懸命やっただいて、20年、30年、もっと続いていけるようなお店をやっていくための力は、先にやっている我々の責任かなと痛切に感じましたので、狭い範囲の質問ではごさいましたけども、今回、取り上げさせていただきました。ですから、そういう意味では、これに前向きに対処していただければ、奉仕会、中央商店街、ある意味、勝浦市商業界の新しい1ページが出てくるぐらいのことだと私は思っておりますので、どうかひとつ、あわせてご検討を重ねてお願いしたいと思います。

それでは、先ほどお願いしたご質問にお答えいただきまして、私の質問は終わりにさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） ただいまご質問のありました、まず第1点目の行政とマイカードポイントのかかわりとその必要性ということでございます。私の担当しております商工振興、また商店等の活性化の立場からお答えさせていただきます。

まず、このポイントカードによる納税、水道料金、公共料金の支払い、市側からいえば収納に関する関係なんですけど、今回のご質問の前に、2年ほど前からこういうものが全国で対応されてきているというのは、いろんな情報を得て知ってはありました。ただ、それを活用するかどうかについては、勝浦市としても一度だけ庁内の関係各課集めて、これについて検討した経緯がございますが、改めてここで考えますと、このポイントというのが勝浦市の商店街の活性化には非常に役に立つものではないかと考えております。

そこで、質問のありました中では、本年度内には関係各課等と、また勝浦奉仕会、これについては商工会も加盟してもらわないと検討できない部分がありますので、そういう関係課、関係者と十分な協議をした上で、年度内には何らかの形をつくっていききたいなというふうに考えております。

納税の仕組みの検討方法なんですけど、ポイント券、先ほど言われました商品券も含めてのことになると思います。それは、そのものだけでは金券にはなりません。あくまで商店街で流通しているものでございますので、これをお金にかえるためには1つクッションを置かなければならないと。そこは、そのポイントを市なら市で預かって、それを税金として、また手数料、公共料金として納めるためにお金にかえなきゃいけないという部分があります。そこについては、商工会なり奉仕会と十分協議した上で、また先進地の事例も調査し、どのような仕組みでなっているのかを検討した上で、その換金のシステムをつくっていききたいと考えておりますので、なるべく早い時期、いつか

らということは、今、言明できませんが、その点で協議させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） 次に、八代一雄議員の登壇を許します。八代一雄議員。

〔14番 八代一雄君登壇〕

○14番（八代一雄君） 通告順に質問させていただきますが、その前に今、岩瀬議員のほうから一般質問なされましたが、私も奉仕会協同組合の一員として、また厳しい状況の中の商店主として、今、力強い観光商工課長からのご答弁いただきまして、また市長からも前向きなご答弁いただきましたけど、切によろしく願いいたしまして、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、駅エレベーター設置要望についてお話しさせていただきます。勝浦駅は、大正2年開業、昭和57年、現在の橋上駅に変身。平成20年度の乗降客数103万4,316人。1日平均乗車人員1,413人。毎年減少傾向にあり、10年前の平成10年度との比較で24%の減、さかのぼって20年前の平成元年度との比較では38%減という状況です。

利用する勝浦市民は毎年高齢化に拍車がかかり、何と7月現在、31%という高齢化率になってきました。高齢化社会が進めば進むほど、それに対する多種多様な市民ニーズにこたえていくのは容易なことではないと自分なりに認識しております。ましては、年々厳しい財政難のこのときに恐縮ですが、どうしても早急に実現してほしい、あえて財源の必要な要望をさせていただきます。

駅はどこでもその町の顔であり、よって当然、市の玄関口の役割を果たしております。表口の階段はちょうど40段もあります。これは高齢者の方には相当こたえると思います。それ以上に障害者の人たちにとっては、駅員の手助けが受けられるというものの、JRを利用するのは大変な問題で、おっくうになるのは当然です。利便性や利用促進を図るためにも、どうしても勝浦駅にエレベーターを設置してほしいものです。

過去にも議会で話題になったことがあります。そろそろ何とか実現していただきたいと考えます。ちなみに、鴨川市では今年、一足先に設置しました。JRとしても人に優しい駅づくりをテーマにバリアフリー化を推進しているところだそうです。駅エレベーター整備事業は、JRが事業主体となって国土交通省所管の交通施設バリアフリー化設備整備事業補助制度で、国からJRに対し3分の1が補助されるほか、市が3分の1、残り3分の1をJRが負担するものです。

本来、国、県の補助制度は原則として駅の1日の乗車人員が2,500人以上という駅に適用されるもので、本市の場合、1,413人で対象外ですが、そこは十分対象になると仄聞しております。

今、私はこの問題を提起して、ふと10年前の市長の就任当時を思い出しました。就任直後、最初に市長独自の事業として新規に予算を計上したのがバリアフリー整備事業でした。イベントもさることながら、市長の一番の思い、原点はここにあるのではないかと私なりに考えさせられました。

今後、勝中の耐震改修大事業、仮称文化会館の建設と大きな財源が必要になる大変な時期ですが、何とか多くの市民が利用し、高齢者が必要としている駅エレベーター設置を市長の知恵と工夫で、ぜひ早期に実現してほしいのですが、この要望に対してどのようなお考えかお聞かせください。

次に、部原パーキングエリアについてお伺いいたします。一昨年の7月より国道128号部原パーキングエリアが新たに整備され、県より本市の維持管理施設として移管され、現在、利用されております。もちろん、他のパーキングエリアと同様、無料のパーキングです。本来、国道のパーキングエリアとはドライバーのしばしの休憩、トイレ休憩のための施設であると考えられるのですが、この部原の場合は少し趣が違うように考えられます。ご存じのように、この場所は世界大会も開かれたようにサーフィンの絶好の場所でもあります。そのため、平日はもとより土日、祝祭日に至っては、1日多いときには150台から200台の車がほとんど一日じゅうサーフィンのために駐車しております。夏の期間は当たり前ですが、毎日が満車です。このパーキングにはトイレのほかになぜかご丁寧にシャワーが完備されていますので、自由に使い放題となっております。

私は、サーフィンをもっとメジャーに、そしてこれからも市への定住化を図ってもらえるような意味合いで活性化への起爆剤として多くのサーフィン愛好者がこの勝浦を訪れてくれることは大変喜ばしいことだと思っておりますが、しかし、この場所はサーフィンのためだけのパーキングエリアではないはずで、地元勝浦のサーフィン愛好者の中からも、自分も利用しているが、市の財政の厳しさを思うと、有料化にしてもいいのではという声も多くあります。有料化に踏み切るには県との協議が必要と思いますが、県としてみれば、一般的な国道沿いのパーキングとしての基本的な考え方も当然あるでしょう。しかしながら、この場が特別な場所であるということをご理解いただき、せめて維持管理費ぐらいいは捻出できるよう、有料化への取り組みができないものかと考えますが、市としてはこの現状をどのようにお考えか、ご見解をお聞かせください。

次に、ちょうど2年が経過しておりますので、これまでの市の持ち出し分としての維持管理費の内容と金額をお示しください。

以上で1回目の一般質問を終了させていただきます。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの八代議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、勝浦駅のエレベーターの設置要望についてであります。本格的な高齢化社会の到来、障害者の社会参加の要請の高まりを背景にして、高齢者や身体障害者の移動の利便性及び安全性の向上を図る必要性は認識をしているところであります。この設置につきましては、今後の財政状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、部原簡易パーキングの有料化についてでございますが、部原簡易パーキングはご承知のように、平成18年8月1日に施設が供用開始されたことに伴い、市による維持管理が開始されたところであります。本年は2年目を経過したところであります。

維持管理費について申し上げますと、当初の見積り以上に維持費がかかることから、千葉県に対し維持費に伴う助成の要望をしたところでありますが、財政的に厳しい状況でもあることから、要望がかなわず、現在に至っているところでございます。

議員もご承知と存じますが、市は国道の管理者ではないことから、利用者からの駐車料金等の徴収は不可能な状況であります。また、市も財政的に大変厳しいことから、夷隅地域整備センターを通じて千葉県道路環境課に当市の現状を訴え、維持管理費の一部として当市での利用料金等が徴収できる方策の検討をお願いしているところであります。今後、この有料化問題については、県と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、維持管理費の内容と金額について申し上げます。平成18年度は、8月から3月までの8カ月の維持管理費の合計で90万4,296円であり、内訳としては消耗品費6万9,865円、光熱水費24万4,961円、浄化槽清掃費20万4,120円、浄化槽保守点検費1万9,950円、部原区委託料36万5,400円です。

平成19年度は、12カ月分の維持管理費合計で168万3,223円です。内訳として、消耗品費6万8,682円、光熱水費51万694円、修繕料8,400円、浄化槽清掃費48万2,247円、浄化槽保守点検費3万6,750円、部原区委託料57万6,450円です。

平成20年度は4月から8月分までの5カ月間ですが、維持管理費合計で121万7,166円です。内訳として、消耗品費7万円、光熱水費21万566円、修繕料2万1,000円、浄化槽清掃費30万1,350円、浄化槽保守点検費3万6,750円、部原区委託料57万7,500円です。

以上で八代議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） ご答弁、ありがとうございます。まず、部原のパーキングのほうから、市長もこの辺の維持管理費の金額が当初の予定よりも大幅にアップして非常に負担になってきて、今、県と協議しているということなんですけど、昨年度が168万円、今年もそれ以下ということじゃなく、大体200万円切るぐらい、来年の3月までにはこの辺の金額がかかってくると。1年で終わるものならいいんですけど、毎年毎年200万円ずつ垂れ流しで財源を減らしていくということは、今の勝浦市にとっては非常に大きなマイナスだということは、私が言わなくても承知していると思うんですけど、ということは、一刻も早く何とかこの維持管理費ぐらいの手当てはしていかなきゃいけないと思うんです。また、同じ近所で自宅の庭を使って有料で駐車場を営んでいる人にとっては、本当に迷惑な話だと思うし、そういうことも含めて、何とか一刻も早く、どんどん県との協議を進めてもらいたい。県に要望してもらいたい。

こう言っちゃなんですけど、県は有料道路の無料化に当たって128号の移管、また警察用地の問題と、勝浦に有無を言わさないような形で要望してきてるわけですから、その辺の問題もありますもので、これは一刻の猶予も待てない、1年の猶予も待てないような状況の金額。

この問題は当初、作り始めのときからサーフィンの仲間からそういう話も受けて、前任の都市建設課長にお話を伺っていたんですけど、当時はまだ始めたばかりで、こんなに大きな金額、掃除は部原区のほうに委託するんだという話は聞いていたんですけど、これほどまでの金額というのは、自分も今日初めて知ったんですけど、200万円前後となると、市長も当然おわかりでしょうけど、結構な金額になります。10年たつと2,000万円という金額になります。ぜひ、課長にもお願いいたしますけど、市としての重要な問題として認識していただいて、どんどん県にお願いに上がっていただいて、何とか維持管理費、少しでも前進できるように、ひとつよろしくお願ひいたします。

部原のパーキングのほうは、市長も十分おわかりになっていると思いますので、県に要望を重ねていただくという要望をいたしまして、答弁は結構です。

次に、駅のエレベーターの件なんですけど、前段でも触れましたけど、議会でも前に取り上げられたことがありました。そのとき余りぴんどこなかったんですけど、私、子供の送り迎えを駅までやって、しょっちゅう、高齢者があの階段を上るのを手すりにつかまってふびんな思いをしているのを結構目にするんですけど、駅員さんが障害者とまではいきませんが、足元の悪い人たちを誘導しておぶったり、そういう形を目にして、これは絶対に必要だなという思いで提起させていた

だいたんです。先ほどの児安議員の質問じゃないですけど、耐震化、そしてまた文化会館等、本当に金のかかる事業があります。耐震化に至っては一番の最優先課題だと思うんですけど、この問題も簡単に触れさせていただきましたけど、市のいろんな面、観光の面、ほかの面、高齢者、障害者のサービスの面、いろいろな面から重要な問題に当たるんじゃないかと、私、認識しているんです。

この駅のエレベーター、先ほどから何度も道路特定財源が出ていますけど、この補助金も国土交通省という形で、その辺も特定財源の兼ね合いも出てくるんで、これから先、またその補助率が上がってきて、また余計なお金を使うような状況だと市にとっても非常にマイナスになってくるんだろうし、今回、議案にも出ました1億円の寄附、あの辺の高齢者福祉のサービスにという前提で条例も変更されてますので、あの辺の基金の取り崩しもひとつ考えていただけないかな、考えてみたらいかがなものかな。

市長が前から言っていますように、金があるんなら、いつだってだれだってできるよと。金がないときに、どうやって知恵や工夫を出していくんだ。それが一番大事なんだよというふうに、私も本会議で聞いてきています。私はこの駅のエレベーターがどれほど重要なものか、皆さんにも認識していただきたいんですけど、もちろんご答弁でも認識していますというお話は伺いましたけど、必要だという認識は伺いましたけど、どの辺の優先順位とまでは言いません。ただ、私自身はトップレベルの重要性と必要性があると考えているんですけど、この質問で終わりにさせていただきますけど、市長なり副市長なりにお尋ねしたいんですけど、重要性、必要性、この駅のエレベーターについてどのようにお考えか、この点だけひとつよろしく願いいたしまして、早急な実現を目指して、強い要望という形で一般質問を終了させていただきます。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） では、勝浦駅の件について。非常にトップレベルの要望であるという趣旨は十分理解いたします。私は、この問題をJRに陳情いたしましたときも、私自身、本当に思うことは、国鉄といえども今は民間の企業です。そこが売り上げを増大するためには、売り上げを上げる、あるいは利用者を増やすということは、企業の責任において施策の展開をすべき。そこに投下資本を投ぜられるのは当然だと思う。ところが、そういうことになると、JRはまだ国鉄のカラーを残して、地元負担、受益者負担だというような論法でくるのが現実なんですね。ですから、そのことを私たちは無視して話をしても、それは平行線をたどるしかないというのが、私の今の本当の心情です。

ですから、今言われたように、確かに利用者1,400名、増えた増えたと言いながら1,400名、だんだん減っています。しかも必要な人員は2,000数百名です。そういう基準であるけれども、出してくれるんなら相談に応じるよぐらいなものであろうかと思えますよ。だけど、出すほうからすれば、これは慎重にいかねばならないし、将来においても地元の利用者を増やしていかなきゃいけない。高齢者に対する階段の負担がどれだけあるかということは、私も身にしみて感じておりますから、今後、具体的に協議を進めていきたい。あるいは、JRの中からも市長、要望してみたらというような話もありますけれども、要は財政の建前を市としても無視することはできませんので、十分、その辺も考慮しながら、より積極的に今の要望について取り組みをしていきたいと考えています。以上です。

○議長（水野正美君） 午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 質問は終了しましたが、先ほどの細かい維持管理の経費の一覧、ひとつ提出していただきたいと思います。よろしく。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。先ほどの維持管理費の資料ということでございますので、早急に出したいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 続きまして、根本 譲議員の登壇を許します。根本 譲議員。

〔3番 根本 譲君登壇〕

○3番（根本 譲君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。午前中の児安議員の質問と重なりますが、改めての答弁をお願いいたします。

1点目は、公立学校の耐震化の推進についてであります。公立小中学校の施設は、地震等の非常災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。中国四川大地震や岩手・宮城内陸地震といった地震災害が相次ぐ中、学校施設の耐震化が緊急の課題となっています。文部科学省が6月20日に発表した公立の小中学校の耐震改修状況調査によると、全国の学校施設12万7,164棟のうち耐震性のある建物は7万9,215棟でした。一方、耐震性がなく未改修の建物は4万3,109棟あり、耐震診断を未実施の建物は4,840棟残っていました。この耐震性のない建物と未診断の建物のうち、震度6強以上の大規模な地震で倒壊のおそれが高い構造耐震指標I_s値0.3未満の建物は1万棟以上に及ぶと推定されます。

この倒壊のおそれが高い学校施設については、国が昨年12月に取りまとめた「(生活安全プロジェクト)緊急に講ずる具体的な施策」等において、今後5年間を目安に地方公共団体の実施する耐震化を図る対象として位置付けられ、早急な耐震化を求められています。

今年の6月に改正地震防災対策特別措置法が成立、施行されました。国庫補助率の引き上げ、地方交付税措置の拡充などが盛り込まれることになりました。内容については、特に緊急性の高い学校施設の耐震改修を促すため、地震による倒壊などの危険度の高いI_s値0.3未満の公立小中学校などについて、地震補強事業の国庫補助率を2分の1から3分の2へと大幅な引き上げを実施。

交付税措置の拡充(18.75%から20%へ)により、各自治体の実質的な負担は31.25%から13.3%までに大きく軽減されています。

また、改築工事についても、補助率が3分の1から2分の1へ引き上げられるなど、自治体の負担は26.7%から20%へと軽減されました。

耐震診断を実施していない学校について、各市町村に耐震診断の実施とその結果公表を義務づけ。私立の小中学校に対しても国と自治体が地震防災上の配慮をする。

なお、この同法案は2010年までの時限措置で、国庫補助率の嵩上げについては、今年度予算から

適用とあります。

勝浦市においては、勝浦中学校校舎と豊浜小学校が耐震診断の結果、勝浦中学校においてI s 値0.36、豊浜小学校はI s 値0.3と、地震による倒壊など危険度の高い学校になっています。

また、優先度順位調査の結果においては、評価ランク5段階のうち、勝浦中学校体育館が2、総野小学校体育館が3となっています。さきの2校の耐震補強事業と、また優先度調査によって低い評価を受けた2校の体育館の耐震診断を速やかに実施するのが不可欠であります。

今や学校施設の耐震化対策は待ったなしです。大変厳しい財政状況の中で苦慮されていると思いますが、児童生徒の生命の安全を確保するため、学校施設の耐震化を積極的に推進していただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、産業廃棄物最終処分場の設置計画について伺います。市長もご存じのとおり、本年7月28日に株式会社M・M・Iが鶴原地先に産業廃棄物管理型最終処分場建設を計画し、産業廃棄物処理施設設置事前協議申請を千葉県知事に対して提出したと聞いています。

8月11日には、株式会社M・M・Iが勝浦市に来庁。今、勝浦の一部地域を個別に回っております。地元住民は不安になり、地元議員である刈込議員、そして私のところに連絡してきます。これは鶴原地域だけの問題ではない。勝浦全体の問題であります。最初の対応が肝心であり、この問題を解決しないと、後から続々と産廃問題が勝浦にやってきます。現に興津宇上大谷にも計画があるということも聞いております。市としては、まだ事前協議書が県に申請されただけで把握し切れてないと思いますが、次の2点について質問いたします。

1点目、事業者の照会として資本金などの会社規模はどのようなものか。全国的に見ますと、こういった業界はなくなったり、また新しい会社が出てきたりと、当たり前のように行われています。現に経営が悪化して産廃が終わった後、倒産をし、責任追及ができずにいる自治体があります。このようなことが起きないためにも、市としては事業者を詳しく調べておく必要があります。

2、観光と漁業のまち、勝浦であります。この地域環境は子々孫々、守り伝えていかなければならない義務があります。勝浦の将来と市民の生活を第一に考えての市長の見解をお聞かせください。

登壇の質問は以上であります。

○議長（水野正美君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、鶴原地先の産業廃棄物最終処分場建設について、本計画に当たっての事業者名、資本金など会社規模についてであります。事業者の住所は神奈川県相模原市相模大野3丁目25番6号、野村ビル5階、株式会社M・M・I、代表取締役、村上 守、資本金は1,000万円であります。

また、処分場計画の概要は、計画地は鶴原字坂ノ下301番1ほか、処分場面積5万7,291平方メートル、埋立面積3万5,908平方メートル、埋立容量64万9,576立方メートルで、構造は管理型であります。

なお、この建設計画につきましては、先ほど児安議員の一般質問でもお答えいたしましたように、勝浦市の主たる産業であります漁業及び観光、しいては将来において環境への多大な影響を及ぼすことが考えられますことから、産業廃棄物最終処分場の建設には反対する考えであります。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、学校の耐震化につきましては教育長より答弁をいたさせます。

○議長（水野正美君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、公立小中学校の施設は、地震等の非常災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての重要な役割を果たします。また、中国四川大地震や岩手・宮城内陸地震といった地震災害が相次ぎ、学校施設の耐震化が急務となっていることも事実でございます。

このような状況の中、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が本年6月18日付で施行され、大規模な地震により倒壊または崩壊の危険性が高いとされている学校施設について、早急に耐震化を図るための所要の措置を講ずるよう、国や県から通知がありました。その内容につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

そこで、第1点目の勝浦中学校及び豊浜小学校の耐震化についてお答えいたします。

まず、勝浦中学校の耐震化についてであります。この事業につきましては勝浦市総合計画後期基本計画に位置付けられておりましたが、さきに述べましたように地震防災対策特別措置法の一部改正により、地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される事業のうち、I s値0.3未満の建物について、地震補強事業については補助率が2分の1から3分の2になったこと、また、国庫補助金の引き上げについては、平成20年度から平成22年度までの3カ年の時限措置になったことから、この期間内に勝浦中学校の耐震化工事を実施することとなり、今回の補正予算に耐震補強及び大規模改修設計監理業務委託料を計上いたしました。予算採択後、設計監理業務委託を行う予定であります。

豊浜小学校校舎の耐震化につきましては、勝浦中学校の工事終了後の平成23年度以降に進めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の勝浦中学校及び総野小学校の体育館に係る耐震診断の実施についてお答えいたします。このことにつきましては、勝浦中学校及び豊浜小学校校舎の耐震化の進捗状況を踏まえ、国や県の動向を把握し、財政状況を勘案するとともに、関係各課と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） ありがとうございます。2回目の質問をする前にこの産廃について、全員協議会で同僚議員のほうから質問がありましたことの答えがもしわかれば、伝えていただきたいなと思います。1点目がたしか、あの産廃施設用地の中に農地があるのかどうなのか、もう一つがあの産廃施設用地の中に赤道、青道が走っているのかどうなのか。それがもしわかれば、次の答弁でお答え願います。

2回目の質問をさせていただきます。登壇でも申し上げましたけども、改正地震防災対策特別措置法が成立し、公立小中学校の耐震事業に関する自治体の財政負担が軽減され、加えて文部科学省が耐震化を一段と加速させるために、民間企業の資金などを利用するPFI手法の活用マニュアルを作成しましたし、都道府県の教育委員会に配布されていると思いますが、これを活用すれば、実際の例として三重県四日市市の小学校4校では、耐震化老朽化対策工事にPFIを導入することで、従来の手法に比べて市の財政支出を約30%、金額に直すと約18億300万円縮減できたといえます。

また、P F I手法なら自治体の年度ごとの財政支出の不均衡をなくして平準化できることも大きな魅力だと思います。

耐震事業の国の補助対象外経費などを一時的にP F I事業者、これはP F I事業契約を結んだ民間の企業が負担をし、その後、自治体がP F I事業者に分割払いすることで、事業初年度の自治体の支出がゼロで済むことも可能となると、これも文部科学省文教施設企画部施設助成課が言っていました。また、P F I事業は一定の事業規模がないとコスト縮減の効果が得られないため、複数の校舎の耐震事業をまとめてバンドリング化し、一つのP F I事業として実施することも想定されており、結果として多くの耐震化が進むと期待されておりますが、市としてはそういったP F I事業を入れての計画はないのか。確かに今回の補正で勝浦中学校はありましたが、これを導入すると、豊浜小学校にしても、また中学校体育館にしても、総野小学校の体育館にしても一遍にできるんじゃないのかなと思いますが、その点についてどう考えているかお聞きしたいと思います。

また、先ほど言いましたけども、同法案は2010年までの時限措置なわけで、国庫補助率の嵩上げについては今年度予算から適用とありますので、2010年までにはやらなくちゃいけない。先ほどの答弁を聞きますと、中学校が平成23年完成、その後、豊浜小学校を考えていますという答弁でありまして、中学校の体育館に関しては、その進捗状況等々を考えてと言ってますけども、このP F I事業をやりますと、一遍にできるんじゃないのか。今回は中学校が入っていますけども、来年度でも必ず入れていただきたい。これは私の強い考えでありますので、この点、ひとつお聞かせ願いたいなと思います。

次に、2点目の産廃のことについてであります。これは株式会社M・M・I、資本金1,000万円とありましたが、余り大きな会社じゃないなというのが実感であります。なぜ、そういうふうに言いますかという、ここに新聞の切り抜きがございまして、これが2007年度の8月22日、読売新聞に出ていたものでありますけども、これは千葉県の銚子市と旭市、東庄町にまたがる山林に建設中の産廃最終処分場の記事であります。環境省によると、知事が建設を許可をした産廃処分場に対し、許可の取り消しが命じられたのは初めてだと。これは裁判の判決なんですね。判決では、産廃処分場を計画したエコテックが県に提出した計画書で70億円とした事業開始資金について、実際には107億円かかると。資金の調達方法が明確ではない上、収支計画についても多額の赤字が発生すると指摘して、不適切な産廃処分が行われて、有害物質が排出されるおそれが高く、周辺住民の生命に重大な被害が及ぶことが想定される云々と出ておりました。

この産廃というのは、はっきり言って、どこかは受けなくちゃいけないものなのかもしれません。ただ、なぜそれが勝浦に、また、これは大体前にもそういう事業があったということでもありますので、これからもまた、これが入ると興津等々にまたそういうものが入る可能性もございまして、市長の強い意思で何とかやめさせていただきたいと思いますが、若干調べたんですが、提出された許可証は1カ月の告示、閲覧、提供された後、関係住民は2週間の間に意見書を提出することができますが、その内容も賛否を問うものではなくて、あくまでも生活環境保全上の見地からの意見であって、環境省の環境基準をクリアしていれば、問題になりませんと。市長に対しても意見聴取がありますが、これも生活環境保全上の見地からの意見であり、加えて工業団地造成計画や総合運動公園等、市の都市計画及び土地利用計画に支障を来すかどうかという観点からの意見であって、これも賛否を問うものではないと。

市長が言うように、環境保全上の立場から十分な協議の余地も、意見が反映される余地もないと

ということで、これは先ほど話しました銚子市、旭市のものでありまして、環境保全については国の安全基準を満たしていれば、問題なしとするのが厚生省の指導であると。知事が市に求める意見の内容は、処分場計画が市の都市計画や土地利用計画に支障を来すかどうかであって、一般的な賛否を問うものではないということが県の見解なんです。でありますから、市長が先ほどの答弁もありましたように、これは絶対反対であると。あるのはわかるんですけども、その市長の考えが直接県のほうに通るのか。それは果たして疑問であります。要は、地域住民がどうやってこの問題を自分のものとしてとらえ、運動を起こすか、これに尽きるんじゃないかなと思います。

この近場では大多喜町の地域住民が先頭を切ってやっておりますが、いかんせん、鶴原の住民も心配でありまして、結構、市で何とかしてくれるんじゃないのかとありますけども、実際、市としてみれば、何ら県に対してそういった諸々の抵抗ができない。

産業廃棄物処理業許可証交付に係る手続フローを見ますと、今、事前協議書を提出されて、これが約1カ月かかる。その後、市町村への意見照会、現地の調査を県が行って、市町村が意見回答するというようになっておりますけども、この意見回答も知事が市に対してどういうものを意見をするのかということでありまして、業者から許可証申請が提出されるんですよ。最終的に環境保全協定関係住民、または市町村でここで相手方と初めて会うというので、ここで市町村、または関係住民が相手方との賛成反対云々でやるのかと思います。

それに当たって、まず市が住民の先頭を切って引っ張っていかなきゃならないし、市長、先ほどの答弁ありましたけども、それだけの覚悟があるとは思いますが、住民に知らせなくちゃいけない義務があります。結局、鶴原の住民は、議員にまた市に任せますからお願いしますよと言われております。

ここに、千葉県産廃処理施設設置及び維持管理に関する指導要綱というのがありまして、ここに説明会開催云々とあります。事業者は、第9条第3項の規定により、知事が指示した関係地域に住する住民に対して、みずからの責任において説明会を開催し、事業計画の説明を行わなければならない。この中の3番で、事業者はその責めに期するところのできない理由で説明会を開催することができない場合は、事前協議書等についての内容を鋭意に要約した文書を配布する等の方法により周知に努めなければならない。事業者は、説明会の日程が終了したとき、やむを得ず文書等の配布により周知を終了したと判断した場合、その実施について記載した報告書を市に提出するとともに、その土地を関係市町村に送致しなければならないということがありまして、各家庭というか、鶴原の一部地域に手紙が来ましたが、その手紙が要は事前協議書等の内容を要約した文章を配布するということになるんじゃないかのか。説明会を開催する気は、一応、文の中には、場合によっては説明を開催しますと出ていますけども、開催するつもりはないんじゃないのかな、私はそういうふうに受け取っておるんですけども、この文章を配ったことによって、説明会日程終了したとき、やむを得ず、文書等の配布等により周知を終了したと判断した場合、その実施状況を記載した報告書を知事に提出するということになるんじゃないのかなと、そう思うわけであります。

話していて興奮していると何をしゃべっていたんだかわからなくなっちゃうんですけど、M・M・Iが県知事に提出した事前協議書の概要についてを、まず説明していただきたい。

2点目に、県の指導要綱に基づいての事前協議、許認可にかかわる手続フローについて、今、一体どうなっているのか、これが2点目です。

3番目、今の鶴原の施設が計画どおり建設された場合に、住民の意向、地域の環境や観光、水産

業等への影響についてはどう考えているのか、これをお聞きしたいと思います。

2回目の質問は以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） それでは、議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、PFIについてでございます。PFIというのはプライベート・ファイナンス・イニシアティブということでございまして、公共施設等の建設、維持管理、運営等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法ということで注目されているわけでございますが、PFIにつきましては、今後、いろいろ先進地域につきまして調査していきたいと考えております。

なお、勝浦中学校の耐震化につきましては、地震防災緊急事業5カ年計画というものがございまして、これに載ってないと2010年までの特別措置には該当しないということ。また、特に補助率が上がるものにつきましては、Is値が0.3未満ということでございまして、勝浦中学校、先ほど教育長からも申し上げましたとおり、0.29というIs値がございまして、ということで、2010年までに一応、計画して完了したいと考えております。

なお、豊浜小学校、その他、優先度調査済みの学校等の耐震診断につきましては、先ほどもお話ありましたPFI等につきましての検討といいますか、研究しまして、今後、考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 質問の趣旨がPFIの活用計画はあるのか、それが考慮に入っているのかどうかということでありますから、課長のレベルを超えていると思うんで、市長もしくは教育長からの答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） お答えいたします。PFIの適用につきましては、私の理解ではかなりの日数、期間がかかるということでございますので、この3年間でやらなければいけない勝浦中学校の工事につきましては、適用が難しいのではないかなという理解をしております。また、その後の豊浜小学校初め、耐震改修の必要な学校につきましては、現時点では正確な計画ができておりませんので、平成23年度以降の計画になりますので、それをしっかり押さえた上で、このPFIが適用できるかどうか、十分勉強していきたい。可能であれば、しかも勝浦市にとって有利であるということであれば、それは適用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それでは、お答えいたします。1点目の事前協議書の概要についてでございますけれども、議員もおっしゃってございました事前協議書につきましては、この7月28日に県に提出されて受け付けされたということであります。その内容については、現在、千葉県において書類等の精査をしているところでありまして、市に対しましては事前協議にかかわる意見の照会がまだありません。その概要についても、現在のところわかりません。

また、次の2点目の手続フローにつきましては、まず事業者からの事前協議書の提出、これは先ほど7月28日に既に提出されております。次に、市町村への意見照会と現地調査、それを受けて市町村は意見の回答をいたします。次に、その回答を受けまして県の関係課によります廃棄物処理施設設置等協議会での審査を行う。この審査後に指示事項があるということで、その指示事項についてを業者のほうに通知する。その通知を受けまして、周辺住民への説明会の開催、並びに環境保全協定の締結、それが終わりますと審査指示事項調整済み回答書を事業者のほうで県に提出する。県のほうでは、調整済みの確認を協議会の関係する課にお願いするとともに、市のほうにも確認し

ていただく。それが終わりますと、事業者に対して事前協議終了通知の交付をする。また、市のほうへ通知をするということです。それが終わりますと、今度、産業廃棄物処理施設の設置許可申請を提出する。許可証を交付した後、工事の運びになって、工事完了後、産業廃棄物処理許可申請の提出をするということです。その後は許可証の交付と。これも事業者へ交付いたしまして、市のほうにはその通知を行うということでございます。

3点目の地域環境並びに観光、水産業等への影響につきましては、現在、事前協議にかかわる意見の照会がないことから、詳細については不明でございますけれども、計画地の流末地域は風光明媚なりアス式海岸の景勝地でもあり、観光シーズンには海水浴場、また水産業におきましては禁漁区を設置しており、水産資源の保護、育成が行われておりますことから、地域環境及び観光、水産業への影響はあるものと考えております。

最初に言われました計画地内に農地、赤道があるのかという件でございますけれども、先ほど申しましたように、まだ事前協議に伴う意見照会がございませんので、その辺ははっきりしたことはわかりませんが、申請の代表地番となっております鶴原字坂ノ下301の1の周辺を調べてみますと、農地数筆と赤道がかかるのではないかと考えられます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） ありがとうございます。豊浜小学校と勝浦中学校の体育館、総野小学校の体育館の耐震補強事業を来年までに実施計画に盛り込むつもりはないかどうか、率直に伺いたいと思います。

それと、どうしても私、いまいち納得がいかないんですけども、市、また我々議会が反対だ反対だと言ってやっても、果たしてその効力があるのかどうか疑問でありまして、先ほどのフローの内容を聞きまして、事前協議書提出、その後、市町村への意見照会、現地調査、市町村へ意見回答云々とずっと言われまして、一体、この中でどこで住民またはそういった意見が県のほうに入っていくのか。どこで入っていくんだろうなということがあります。

それが、例えば、環境保全協定締結、関係住民または市町村云々とあります。締結しないで、ここで反対だと言えば、それで終わるものなのかどうか。それで終われば、別に私はこれ以上質問するつもりはないんですけども、今までの前例を見ても、何もやらなければ、そのまま進んでいって、粛々と産廃事業は始まるんじゃないかならうかと。

これは先ほども言いましたけども、千葉県旭市、東庄町、銚子市にまたがる産廃についての裁判で、県の許可取り消しになりましたけれども、そこまで持っていかなくちやならないものなのか。私はそう考えているんですが、その点、市としてはどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

それと、住民の先頭を切るのが我々議員であり、また市の執行部だと思います。どうか、住民を安心させるためにも、ここで市長が皆さんの先頭を切って反対運動を起こしますという意思表示をしていただきたい。そう思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

3回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 勝浦中学校の工事につきましては、平成21、22年で実施するというところでございますけれども、それは第4次実施計画の中に盛り込まれた計画でございまして、これは歳入の予測、そして他の校舎との兼ね合わせも含めてできた計画であります。その他、豊浜小学校、勝中体育館についても、早急に進めたい気持ちはやまやまでございますけれども、そのような状況でございま

すので、この件につきましては平成23年度以降の計画になるということでございます。以上です。

○議長（水野正美君） 酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それでは、お答えいたします。住民の反対意見がどこで反映されるかという件でございますけども、まず県関係課で設置されております協議会の中での審査、審査した結果、その指示事項を業者に通知するわけです。その通知後に住民への説明会、環境保全協定の締結等が完了後にその審査指示事項調整済み回答書を業者のほうで県に提出するわけでございますけども、その段階で反映するかと考えられます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私は、この質問に対して前段者にお答えしたとおり、基本的に環境破壊、環境汚染につながるものは、私は絶対反対であるということです。この種の問題については、その地域の住民がいかに行動を起こすか。そして、世論を大きく盛り上げて、反対の声を大きくしていく必要があるだろう。行政にとっては行政の役目がございまして、場合によっては、当然、私どもが出ていってもやぶさかではない。しかしながら、お互いにやるべきことを十分にやって、これは大きく将来の勝浦にかかわる問題ですから、幅広い皆さんの意見の集約をもって、反対の表明を県に提出する、そういう作業は必要だろう、そう考えます。以上です。

○議長（水野正美君） これをもって一般質問を終結いたします。

休 会 の 件

○議長（水野正美君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月11日から9月15日までの5日間は議事の都合等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、明9月11日から9月15日までの5日間は休会することに決しました。

散 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月16日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時04分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案の訂正について
1. 一般質問
1. 休会の件